

令和8年(2026年)第1回ニセコ町議会定例会 第3号

令和8年(2026年)3月10日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問

○出席議員(9名)

1番 高瀬浩樹	3番 高木直良
4番 榊原龍弥	5番 高井裕子
6番 小松弘幸	7番 斉藤うめ子
8番 木下裕三	9番 篠原正男
10番 青羽雄士	

○欠席議員(1名)

2番 大野幹哉

○出席説明員

町長	田中健人
副町長	山本契太
会計管理者	藤志伸
総務課長	福村一広
消防庁舎整備室長	黒瀧敏雄
企画環境課長	桜井幸則
企画環境課参事	阿南孝宏
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	重森省宏
農政課長	山口丈夫
農業委員会事務局長	
農政課参事	長田陽介
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	馬淵由香
商工観光課参事	市原俊樹

都 市 建 設 課 長	橋 本 啓 二
上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
上 下 水 道 課 参 事	森 玲 子
企 画 環 境 課 参 事	
総 務 係 長	佐々木 一 茂
財 政 係 長	浅 井 理 登
教 育 長	片 岡 辰 三
総 合 教 育 課 長	淵 野 伸 隆
総 合 教 育 課 参 事	阿 部 信 幸
総 合 教 育 課 参 事	中 川 博 視
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	三 橋 公 一
こ ども 未 来 課 長	齋 藤 徹
代 表 監 査 委 員	佐 竹 三 郎
農 業 委 員 会 会 長	荒 木 隆 志

○出席事務局職員

事 務 局 長	加 藤 紀 孝
書 記	佐 藤 秀 美

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は9名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、6番、小松弘幸君、7番、斉藤うめ子君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、諸般の報告を行います。  
去る3月3日に予算特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告がありましたので、報告します。予算特別委員会委員長に高木直良君、副委員長に高井裕子君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。  
これをもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（青羽雄士君） 日程第3、一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
6番、小松弘幸君。  
○6番（小松弘幸君） おはようございます。6番、小松です。どうぞよろしくお願いいたします。  
それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。  
今回は、駆除用銃弾と鳥獣被害広域連携についてご質問いたします。  
①駆除用銃弾値上げ対応について。

有害鳥獣駆除については、常日頃から猟友会ニセコ支部の皆様には、農業被害削減のため出動回数も多く、献身的な対応とともに大変ご苦労されております。2026年2月現在、駆除用のハーフライフル銃のサボットスラッグ弾やライフル銃の弾薬については、価格が著しく上昇し、様々な口径の銃弾全般にも言える傾向となっております。値上げの主な要因としては、大幅な円安の進行や原材料費の高騰、そして物流の遅延と国際的な海上運賃の上昇が挙げられ、なおかつアメリカのBLM、移民問題、ロシアのウクライナ侵攻などにより世界的に弾薬の需要が高まっているのが実情です。これらの要因によって、輸入元から業者への価格改正が伝えられ、販売価格に転嫁されている状況で、令和7年度においては委託費が増額となりましたが、銃弾値上がりは猟友会の皆さんにとってまだまだ大きな負担となっております。これについてどう認識されているのか所見を伺います。

- ②鳥獣被害広域連携の実現をどう進めるのか。

私は以前、2024年6月定例会において広域連携による鳥獣被害対策について質問しております。私からは、各町村と広域連携による協議会を立ち上げ、被害防止計画を策定すべきではないかと質問させていただきました。町長からは、羊蹄山麓町村長会議で協議し、農林水産省や北海道、JAのように有害鳥獣の状況や駆除への支援を要請しており、後志総合振興局へは管内有害鳥獣対策の事務所を持ち、広域での鳥獣駆除体制の構築を要請していると答弁されております。また、広域連携する範囲については、羊蹄山麓、後志北部・南部とか、こういった形が妥当なのか協議を進め、できるだけ早く広域的な撲滅体制を取りたいとの考えを示されました。しかしながら、いまだに進展が見られないままです。鳥獣被害はまだまだ減少しておりません。単町村での対策にはもう限界があり、早くしなければますます増加するばかりです。農業者の皆さんは広域連携体制を早急に実現できることを強く訴えています。田中新町長になられたことで、新たな風を吹き込み、広域連携に拍車がかかるよう、ぜひ真剣に取り組み、課題解決につなげていただきたく、その対応を伺います。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） おはようございます。改めて本日もよろしく願いいたします。

では、まず、ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

一つ目のご質問ですが、猟友会ニセコ支部の皆様には日頃より農業被害の軽減に向けて多大なご尽力をいただいておりますことを改めてこの場を借りて深く感謝を申し上げるところであります。

議員のご指摘のとおり、弾薬類の価格は、円安の進行や原材料費の高騰、国際的な海上運賃の上昇、さらにはウクライナ情勢などによる世界的な弾薬需要の高まりを背景に上昇していると認識しております。猟友会の皆様は、職業猟師ではなく、日常の仕事を持ちながら農業被害の軽減のために駆除活動に従事されており、弾薬コストの負担が増えることが活動継続にとって負担となることは十分に理解しております。

例年、予算編成においては、必要経費の値上がりを加味して計上しております。猟友会に対する有害鳥獣駆除業務委託料につきましても、令和7年度は前年度比88万8,000円増の457万8,000円に増額し、令和8年度予算においても増額の予算計上をしているところで、対策の強化を図ってきております。今後も猟友会の皆様の実態を伺いながら、駆除活動が持続的に行えるよう、引き続き対応してまいります。

次に、令和6年6月定例会でのご質問以降も有害鳥獣捕獲実績は増加の一途をたどっており、併せて農業被害についても増加している状況です。広域連携についてでございますが、片山前町長のときに、羊蹄山麓町村長会議において毎回のように話題として取り上げ、後志総合振興局や北海道、関係機関に対して広域での駆除体制の構築を継続的に要請しているところではございますが、各町村によって被害状況や捕獲活動への取組状況などに違いがあることから、広域体制の構築にはこうした違いを調整していく必要があり、簡単には進まないのが実情であるとも感じております。現状では、まずは関係機関、近隣町村との情報共有を通じて効果的な取組の検討を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） それでは、①と②、分けて再質問させていただきます。

ハープライフルはサボット銃と呼ばれていますが、一般的に反動が強いと言われています。サボットスラグ弾の口径は12番、約1.85センチメートル、0.727インチで、鹿、熊などの大型獣の駆除で用いられており、弾頭に回転を与え、回転することでライフル弾のように安定して使用します。

ロシアによるウクライナ侵攻前までは500円ぐらいだったのが現在では1,200円から1,500円ほどに値上がりし、また、ライフル銃の銃弾は、以前500円ぐらいでしたが今では1,000円を超えている状況です。北海道のヒグマ対策室の担当者は、この30年でヒグマの生息数はほぼ倍増し、1万1,000頭を超えていると推測され、2025年度から2034年度に1万2,540頭を捕獲し、全道で8,200頭に維持する計画としています。

2025年には北海道各地でヒグマの出没が相次ぎ起こり、福島町や斜里町、それに羅臼岳でヒグマによる死亡事故が発生してしまいました。昨年からは市街地に入ったヒグマを市町村の判断で駆除できる緊急銃猟が可能となりました。これまでニセコ町では、熊出没の件数は多くありませんでしたが、尻別川沿いにも熊の足跡やふんがあったと測量業者から聞き及んでおります。猟友会の皆さんにとっては、万が一、熊が出没した場合においても的確に駆除でき得ることが肝腎であって、熊駆除は、経験と勘と冷静さ、そして腕とも言われています。現状は、銃弾が高くなっていることで、練習用として弾を発射することもちゅうちょしてしまっているのが実情で、弾が飛ぶ以上にお金が飛んでいっているのが現実です。だからこそ、もっともっと実戦に対応できるよう行政として支援することが大変重要だと考えます。これを踏まえ、技術向上のためにも銃弾購入に対して半額以上の助成をぜひすべきと考えますが、これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 山口課長。

○農政課長（山口丈夫君） おはようございます。よろしく申し上げます。

ただいまの一つ目のご質問の再質問につきましてご回答いたします。

ただいま銃弾購入に対して半額以上の助成をぜひするべきというようなお話でございました。先ほど町長からも答弁いたしましたが、基本的に有害鳥獣駆除に関しての必要経費は猟友会に対する業務委託料で賄えるよう、今後とも猟友会と調整してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 再々質問させていただきます。

猟友会の皆さんに手を煩わせないためにも、領収書を提出することで助成でき得る方式を考えていただきたいのと、ぜひ来年度に実施できるよう検討できないかと私はお聞きしたいと思います。確かに委託料は増額しておりますけれども、これについてお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 山口農政課長。

○農政課長（山口丈夫君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

ただいま領収書の提出ということでございました。領収書の提出につきましても、猟友会の皆様のご負担に少なからざるものというふうに考えますし、町としても事務負担の軽減を図る観点から、難しいのかなというふうに考えております。ちょっと繰り返しになりますけれども、猟友会との調整

において委託料が不足すると判断された際には対応してまいりたいというふうを考えておりますので、その際はよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） それでは、②の再質問をいたします。

後志総合振興局に事務局を設置することが、まずそれが第一です。広域連携体制が確立することで広域的取組を推進するため、公的支援、交付金が用意されております。これを活用することで各自自治体の財政負担が軽減されますし、連携のメリットもあります。体制の構築に力を注いでくださるよう検討できないかお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 農政課長。

○農政課長（山口丈夫君） ただいま財政負担といった部分についても触れられましたけれども、この点に関しましても、各町村におきまして、補助金を活用して取り組む町村ですとか、特別交付税を充当した取組といったことなど、町村間においてもいろいろと違いがあるというふうに認識しております。こういった取組の違いを含めて、情報共有の中から効果的な取組につながればというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、7番、斉藤うめ子君。

○7番（斉藤うめ子君） おはようございます。7番、緑の党グリーンズジャパンの斉藤うめ子です。2件質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1件目、ニセコ町の憲法であるニセコ町まちづくり基本条例が2001年4月に施行されてから25年がたちました。この条例の基本原則は情報共有と住民参加です。制定、施行から四半世紀が過ぎたこの条例の課題について伺います。

まず、①現在、町の憲法が町民に、外国人も含み、どこまで理解され浸透されているのか。

②公平な情報発信を推進するための手法は。

③住民参加の手法について。

④18歳未満の児童生徒に町の憲法をどのように伝えているのか。

町長と教育長に伺います。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町民への理解と浸透がされているかについてでございますが、町が取り組んでいる内容は、まず、役場職員について、採用時にまちづくり基本条例に関する資料の配付と新人研修での講義を行っております。また、一般の方々にも、ニセコ町に転入してきた際にはポケット版基本条例を配付しております。町民に向けては、令和6年度に基本条例の見直しを行ったときにまちづくり町民講座を開催し、条例制定時の状況や条文の見直し内容などについて説明を行っております。併せて町の広報紙でも特集ページを組み、理解の促進に努めております。

2点目の情報発信の推進ですが、基本条例第2条に情報共有の原則が規定されており、その概念は、行政からの一方的な情報共有だけではなく、町民相互の情報発信があって成り立つとされております。

これに基づき、町では、もっと知りたいことしの仕事やまちづくり町民講座、まちづくり懇談会を開催しております。なお、最近のまちづくり町民講座では外部講師をお招きし開催する機会が増えておりましたが、令和8年度につきましては、町職員が自ら担当している領域について、町の課題を共有、説明し、参加者と意見交換する講座を増やすように調整しております。

3点目の住民参加についてでございますが、基本条例第10条で町民のまちづくりに参加する権利について規定されており、町民が互いに対等な立場であることや個人の尊厳が尊重される機会が確保されております。

4点目の18歳未満への対応につきましては、教育長より回答いたします。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

齊藤議員の4点目のご質問にお答えいたします。

4つ目のご質問ですが、ニセコ町まちづくり基本条例を児童生徒が学ぶ機会としては、中学校の公民や高校の公共、政治・経済などの授業において地方自治や住民参加などを学ぶ中で題材の一つとして取り上げられているところでございます。また、総合的な学習の時間などにおいて、ニセコのまちづくりを体験したり、参画したりする中でも条例の考え方や仕組みを学んでいるものと考えております。

また、学校外では、条例第11条、満18歳未満のまちづくりに参加する権利に基づいて実施している、子ども議会や小・中学生まちづくり委員会において、オリエンテーションの中でポケット版も配付しながら、児童生徒が条例の内容について学習した上で授業を実施しているところでございます。

教育委員会といたしましては、児童生徒が条例の内容を学ぶことはもちろん、町内会活動をはじめとする地域活動やまちづくり事業への参画を通して条例の理念や込められた思いを理解することが重要と考えており、引き続き取組を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 最初の1点目から一つずつ質問させていただきます。

まず、現在、町の憲法が町民にどこまで理解され浸透されているかということに対して、町長から今、説明がありました。しかし、私は、この周知方法なのですけれども、委員会が終わって、そして見直し作業が終わったときに、ここに最近のものは広報に、今年の、一昨年になりますか、こういう広報でお知らせしたり、それからまちづくり基本条例に携わった名塚先生をお呼びして講演したり、それにも出てきましたけれども、なかなかこれをどこまで、そういう努力されていることは分かるのですけれども、町民にこれを読んで理解してもらおうというのは、そんなに、知る人ぞ知るといふか、分かる人は分かると思いますけれども、なかなか難しいことじゃないかと思っています。

そして町長は最初に、まず、役場の職員に最初にこのまちづくり基本条例を手渡して、そして研修したり、ポケット版を渡したりということをおっしゃいましたけれども、それは役場として職員に対してされているのは十分よいかと思っておりますけれども、私はまだまだ町民への周知というのはこれでは足りないのではないかなという思いがあります。

これは前のことになるのですけれども、この条例が最初に出たときに、2001年の3月、4月、5月の

広報ニセコで分散して特集を組んで、そして掲載していたことがあります。それは特集というふうになっていたので、資料を見せていただきました。私は、そういう形で一遍にこの条例を渡すんじゃないかと、少しずつ分けてお知らせすることが大事ではないかなと思っています。

そして、先ほど申し上げたように、まちづくり講座とか、それから講演会も開催されたと思います、私も参加していますので。ただ、集まる方がとても少なく、関心のある方、本当に一部の方が、関心ある方が来られているのかなと思いましたがけれども、ふだんからこの町の憲法を議論し合うことが大事ではないかなというふうに思っています。ただ、その機会が、どういうふうに関くかということだと思います。

それで、今回のことがきっかけで、「自治基本条例は活きているか!?」、この本を改めて目を通してみました。これは2012年、今から14年ほど前に自治基本条例制定を記念して発売、発行されたものなのですが、あれから14年たちますので、ここに書いてあることが、どんなふうに今現在になっているのかなという思いがあります。そして、この本の中で非常に面白いと思ったことは、ニセコ町では基本条例をつくってどこがどう変わるかという、必ず質問されるが、それに対して基本条例をつくっても町の行政運営などは変わらないはずだという回答。そして、それは当時の加藤総務課長、現在の議会事務局長が、変わらないというふうに答えています。その理由は、もともとやってきたのだから、実践していることなのだから何も変わらないよということなのですけれども、ただ、今、ここ10年余りになりますけれども、ニセコ町も大きく変わってきました。外国人もたくさん増えてきました。その中で、今年一番、最近の2月の外国人だけでも1,149人と増えている傾向ですけれども、まだ減るかもしれませんけれども、そして、むしろ日本人が少なく、4,400人と少なくなっているように思います。

日本人も含めて海外からの方には、この基本条例の自治の基本理念である町民一人一人自ら考え行動することによる自治がどのように反映されているのか、そのあかしはどこで判断されるのか、伺いたいと思います。日本より民主主義が進んでいる海外からの方々の相乗効果もあるのかなというふうに思っていますけれども、その変化は何か感じられるもの、明らかにするものはないでしょうか、伺います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの斉藤議員の再質問にお答えいたします。

集約すると、適切、適正な周知を積極的にすべきというようなご質問だったかと思われま。

その中で、今回、昨年度来の改正のときの委員さんからの市の回答の中には、制定時の思いを継承するような必要もあるのではないかなというようなご指摘を受けているところでございます。そのご指摘もあって、昨年度実施したまちづくり町民講座におきましては、制定当時の、お名前が出ておりました名塚先生をはじめ、当時の思いを語るといったような場面を通して、このまちづくり基本条例の基となるところのお話もさせていただきながら、現在のこのまちづくり条例の立ち位置なども、改正を含めた説明をしているというところでございました。多くの参加者からは、なるほどと、よかったねというようなお声もいただいているようなところでございます。なので、これからも引き続き、この町の憲法であるまちづくり基本条例におきましては、随時適切な周知を行っていくようなことに取

り組んでいくということで一旦お答えしたいと思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうから少し補足させていただきたいと思います。

外国人が増える中でという部分については、ご存じかと思いますが、ニセコ町では、このポケット版を転入される住民の方皆さんにお配りしているということで、英語版といいますか、日本語と英語の併記でお配りさせていただいているという状況がございます。

それから、ちょっと蛇足になるかもしれませんが、ご容赦いただきたいのですけれども、先ほどの過去の議論の中で、この条例ができて何も変わらないのだと、町は何も変わらないのだというようなことが書いてあるということのご指摘をいただきました。皆さんが誤解されると困るので少し共有させていただきたいと思いますが、ニセコ町まちづくり基本条例ができたときに、この条例が出来上がって何が変わるのだという議論は、本当に何度も何度もさせていただきました。その中で、先ほど個人名での、こういう、何も変わらないのだというお話があったということなのですけれども、恐らくその発言の後には、このように書いてあったかと思えます。まちづくり基本条例ができて何か町の運営が変わるのか、それはすぐには変わるものではないのだと。ただ、情報共有、住民参加については、ずっとこれからも町民の権利として担保していくのだという趣旨のことであって、このまちづくり基本条例が本当に生きるのは、どこで生きてくるかということ、様々な取組を町が行う中で、一生懸命情報共有、住民参加させていただくわけですけれども、それが足りないとか、方向が間違っているとか、まちづくり基本条例に照らしてどこがどうおかしいのだということが言われるようになって初めてニセコ町のまちづくり基本条例は生きてくるのだと、そういう、当時議論をさせていただいたということでございます。

そういう意味からいくと、ちょっと調べさせていただくと、議会の答弁の中でも、過去、制定当時はあまりまちづくり基本条例を取り上げてどうだというようなご指摘をいただいたことはないのですが、平成20年ぐらいからでしょうか、ぽつぽつと、今のこの事業についてはまちづくり基本条例に照らして、住民の皆さんにきちっと周知されているのかということがご指摘されるようになってきました。その辺については議会の皆様もよくご存じかと思いますが、最近にあっては、特に第何条の何項においてこうなっているけれども、それに照らしてこの仕事の進め方はどうなのだということを多々ご指摘いただけるようになったと、言い方はちょっとおかしいですけれども、そういうふうなことで、我々にとっては大変厳しい条例なわけですが、そういう状況になってきたということであって、これはまさに私どもからすると、まちづくり基本条例が浸透していると、そのように解釈できるのではないかと考えております。

ちょっとすみません、長くなるのでやめますが、そういう意味で、過去よりは明らかに議会での取上げ方も増えてきて、まちづくり基本条例に対して、君たちはこの条例をきちっと守って本当に仕事ができているのかというご指摘をいただくようになったということについては、この条例がまさに生きているというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ちょっと補足なのですけれども、先ほど認知度というところをご質問あったので、数値的なところをご紹介できたらなと思います。

ニセコ町の第6次総合計画の中でも出ておりますが、まちづくり基本条例の認知度につきましては75.6%となっております。他の町の例をちょっとインターネットとかで調べると、白老では8%、あと、これはちょっと本州のほうの町なのですけれども、32%とかというところもあるので、大体一般的に、このまちづくり基本条例、それぞれ町の基本条例、大体3割が認知していれば普通というふうに言われておりますので、かなりニセコ町は高い位置にあるのかなということで、ちょっと補足させていただきます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 私は、今、数値を出していただきましたけれども、町の憲法の存在そのものが町民の間で話題になるとか、役場ではあるかもしれませんが、条例に照らし合わせてとか、特に議会では条例が出てきますけれども、一般的には、町の憲法が云々という、そういう議論とかというのを聞かれることもないし、町民の方が本当に理解しているのかな、この民主主義の基本を理解しているのかなという感じがしています。ですから、町民の75.6%が認知しているという、その認知の内容、中身ですね、町の基本条例はあるのは知ってるよという程度なのか、中身がどこまで理解されているのか、この条例というのは、なかなか本当に難しいと私は思っています。実践するのも難しいし、そして最初の申し上げたところと一部被るかもしれませんが、やっぱり町民の方が一人一人が理解していくということが、すごく大事ではないかなというふうに思っています。

ですから、いろんなやり方があると思うのですけれども、どうすれば町民同士がこの町の憲法を話題に上げられるのか。話の中で、やはり認識というか、この町の憲法を理解してはいないんじゃないかなという町民の方はやはり私はまだまだいるような気がします。せっかくの町の憲法ですから、もう少し町民向けに工夫されてはいかがかと思いますが、いかがですか。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの再々質問にお答えさせていただきます。

認知のその度合いにもいろいろあるよと、名前は聞いたことあるよという人もいれば、深く知っている人もいるというようなご指摘だったかと思います。これからも引き続き、担当としては、町民の皆様がこの条例を知っていただくような取組をしていく所存ではございます。

また、外から来る方、例えば地域おこし協力隊ですとか、ニセコ町に多く視察の方たちが来られます。その方たちの中には、このニセコ町のまちづくり基本条例がすごいと、そこに共感をしたと、なのでニセコ町に視察に行きたいなどといった方もいらっしゃいますので、そういった意味で、ニセコ町のみならず、いろんなところから、この情報は今いろんなところから引き続き注目を浴びているな、というところを心に据えた上で一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） では、推進するための手法について再質問させていただきます。

先ほどの町長の答弁では、町民相互の情報発信に講座とか、それから懇談会を開催する、それから、そういう機会を増やすという内容のことをおっしゃったと思いますけれども、その前のときに、私は12月に情報共有のことについて、町民への公平な情報発信について伺っています。町長は、そんなに長くないのですけれども、まさに紙からデジタル化、DXへと変化の過渡期と受け止めている、まちづくり懇談会での町民の意見を受け止め、情報を打ち返していく機能は情報公開を進める上で重要な機能で、しっかりやっていくことが透明性のある行政運営につながると考える。まちづくりトークをホームページ等で発信していく体制に切り替え、一つの変化として、よりよい住民参加、情報公開のまちづくりの在り方を目指していきたいというふうに答弁されているのですけれども、この中身は、あくまでもインターネットとか、それからスマホとか、そういう人たちを、そういう機能を利用されている町民の方だけを対象にされているのですけれども、実際には、パソコンや携帯を使用していない町民の方々もまだまだ少なからずいると思うのですけれども、そうした方々には、今おっしゃったような町民講座とかを開いていくということなのでしょう。

ただ、一般的には、なかなかまちづくりのこういう自治に関する講座には、町民の理解というか、集まってくる方は、二分化するというか、関心ある方は必ず来られるかもしれませんが、関心のない方は何のこともだかという感じで、そういう方もいらっしゃると思うのですけれども、何らかの、必ずしも全員に無理に押しつけるわけではないのですけれども、せつかくこの町の憲法を、やはりもっと少しでも理解してもらい、そして自分で考えて行動するという、本当に民主主義の基本の基本がここにありますので、そういうことをもっと町民、普通の町民に広げる手法として、これだけでいいのかな、ほかにないのかなという思いがありますけれども、いかがですか。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの齊藤議員の2点目の再質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、押しつけるものではないということで、それはそのとおりです。なので、私たちとしても、100%皆さんがこの条例を町民全員が認知するまで何かをやり続けるということではないのですけれども、ただ、一般にこのまちづくり基本条例、先ほども申したとおり、転入時にはポケット版を配付したりだとか、原則4年に一度この条例を見直して、その都度周知を行っているという点では、町民の皆様にご覧いただける限りこちらの情報は提供しているというような形を取らせてもらっているのかなというふうに思っているところでございます。

また、多分、齊藤議員のほうで、具体的にどんな媒体を使って、どんな情報発信、情報共有をしているのかということをお知りになりたいのかなとは思っているのですけれども、ちょっとうちのほうで整理している中身といたしましては、ちょっと時間がかかるのですけれども、まず大きく、まちづくりへの参加の姿勢ってどういった姿勢があるのだろうといったときに、大きく3点、町民がまず、知りたいという姿勢、それと伝えたい、話し合いたいという姿勢、そして取り組みたいという姿勢、この三つが、まちづくり参加への機能の整理をしているところでございます。

それぞれに今その姿勢についてどういった手段、手法があるのかなということにつきまして、ま

ず知りたいという点につきましては、先ほど言った、もっと知りたいことしの仕事ですとか、広報、それからメディアを使った周知というのが考えられるのかなど。それから、話し合いたいといったときには、これも先ほど言ったまちづくり町民講座、それからまちづくり懇談会。個別には今も町の広報紙に入れております、私の意見、封書で出すものですとか、あるいは、まちづくりトーク、こんにちは・おぼんです町長室などがあるかなど。それとあと、行政推進会議もこれに付随するものになるかなというところでございます。最後の取り組みたいといった点につきましては、例えば町では審議会、協議会、それから各種委員については、必ず町民に公募しております。その中で、興味関心のある方については、それぞれの委員に応募いただいて、まちづくりにいろんなご意見をいただくといったような場面もあるのかなというふうに考えているところでございます。

以上、担当としてはこのような整理を行った上で、適正な情報発信等を含めて、このまちづくり基本条例を基にしたまちづくりを今推進しているところかなというところでございます。

以上です。

○7番（斉藤うめ子君） では、3番目に行きたいと思います。

○議長（青羽雄士君） ③に移るとのことですね。

○7番（斉藤うめ子君） 住民参加の手法についてなのですけれども、すみません、町長の答弁を私はちょっと聞き漏らしてしまっているのですけれども、私としては、住民参加の手法について、これまで4回ほど一般質問でしております。それは何かというと、くじ引選挙、無作為抽出方式のくじ引選挙です。選挙じゃなくて、無作為抽出のくじ引民主主義を取り入れることを提案しています。

これは、今では一般的にかなり多くの自治体でも取り入れています。そして、無作為にと言いますが、いろいろな工夫があって、年齢とか、性別とか、偏らないように工夫して抽出していくわけです。それで、これは、実際にはたくさん案内を出して、例えば300人の町民の方に出しても、それに応じて、はい、参加しますよとか、応じますよという方は何%になるか分かりませんが、そういう方式を取り入れてみてもいいのではないかなというふうに、ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、この無作為抽出くじ引民主主義の手法について、一人でも、町民に関心がなかったけれども、招待というか、あなたにこういうことに参加していただきたいとか、そういうことを、来ることによって気づき、町にはこんな委員会とかこんなことがあったのかということの気づきのきっかけになって、新しい人材の掘り起こしにもつながるのではないかと思っています。町が変わるきっかけ、いいほうに変わるきっかけになるのではないかというふうに思っておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの斉藤議員の再質問にお答えいたします。

議員から今ご指摘があったのは、そのくじ引民主主義という考えに基づき、例えば何か大きな政策決定をする際に、住民投票のようなものを無作為に抽出した町民を対象にするべきではないかということで解釈して回答させていただければと思います。

まず、そもそも、ちょっとこれは私の先ほど来の再質問の内容にも関連すると思っておりますけれども、町の憲法であるまちづくり基本条例、これの認知が低いのではないか、あるいは、日頃から、日常か

ら町民が議論するほど浸透具合が薄いのではないかということだと思っておりますが、私は一つの考え方として、そもそも、では、日本国憲法の内容について日々議論している国民がどれだけいるのかということ考えたときに、そんなにいらっしゃらないんじゃないかなとは思っています。先ほど担当からも説明がありましたが、ニセコ町のまちづくり基本条例において、まちづくりのその参加姿勢、三つあると申し上げました。知りたい、伝えたい・話し合いたい、取り組みたい、この三つです。この三つを町民が何かしたいな、何か知りたいな、何か話し合いたいなといった際に適切に機能する、そういう役割があるということが、ある種の私は民主主義が正しく機能していること、あるいは、このまちづくり基本条例が適切に働いているというふうに解釈しております。

ですので、議員の質問に戻りますけれども、くじ引民主主義という形をすることで認知を高め、そして関心がない方がより関心を持つような政策としてどうかという提言だと理解しておりますけれども、私は、本来のそのまちづくり基本条例の考え方と少し異なるのではないのかなと思います。一方で、確かにその300人、直接民主主義のような形で住民投票で決めていくものは、国の憲法の中でも法律の中でも制度としてあるものもありますが、一つは、やはり選挙というものが一つの根本的には住民参加の仕組みなのではないかと思っております。これは4年に一度、私も今回選挙があつて選ばれた立場であります、その中で町の今後の方針について考えを議論したり、あるいは意見を聞いて、誰に託すかという投票をする、その行為自体が私は根幹の直接民主主義の今の仕組みとしてある以上、これ以上何か、300人のその住民の方に意見を問うという仕組みを入れる必要はないと思っております。むしろ、入れることで町政のそのスピード感ですとか職員の事務も含めて膨大になるというデメリットも一方でありますので、私は、なかなかそれは現実的ではない、むしろ町民の代表である議員の皆様が、町民の皆様のいろいろなご意見、お考えをこの議会の場でしっかりと発信する、あるいはニセコ町であれば、各種審議会ですとか、委員会ですとか、そのほか、まちづくりトークといったような、今の住民参加の手法にのっとってご意見していただき、執行部である我々が適切に判断していくという形が最も現実的で、かつ、まちづくり基本条例の理念に照らし合わせても、適切に今現状働いているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 再々質問させていただきます。

町長から説明ありましたが、私は、いろんな形があると思っておりますけれども、一つの例としては、裁判員制度で裁判員を選ぶやり方があります、代表的なものが。それから気候市民会議とか、それから全国でいろんな、温暖化対策をどうしようか、環境問題をどうしようかということで、市民会議とかというのを無作為で選んで、そしてどんどん、それと最終的に残る人たちは、さっき申し上げたように少ないのですけれども、その何百人かに案内したということで、はっという気づきも、一つの大事な、町のまちづくりに直接参加しなくても、なることになるんじゃないかなというふうに思っています。これはまた、今後の課題として検討していただきたいなと思っております。

○議長（青羽雄士君） 答弁は要らないのですか。質問されたのですね。再々質問されましたよね。

○7番（齊藤うめ子君） はい。

○議長（青羽雄士君） いいのですか。

○7番（斎藤うめ子君） 議会ではなくて別な機会に、このことについては、今答弁いただかなくても結構です。よろしいですか、すみません。

では、よろしいですか。4問目に行きます。

○議長（青羽雄士君） 4問目ですね。

○7番（斎藤うめ子君） 教育長に伺いたいのですけれども、子ども議会、この町の憲法を授業のほかでも、授業中にも取り上げるけれども、学校外でもいろいろとそれに触れる機会を設けているということなのですけれども、私は、何より大事なものは、子どもたちに、やはり対話し合うというか、話し合う、町の憲法って何なのということを対話し合う機会、討論し合う機会を設けることが大事ではないかなというふうに思っています。

そして今、子どもたちにも、10歳からの憲法を学ぶとか、そういう本も出ています。子どもから少しずつ憲法について、易しく解説して、少しずつ理解を深めるということをされている憲法学者の方たちもいらっしゃいますので、ニセコの学校でも、子どもたち、もっと早い時期から、憲法はもちろんなのですけれども、町の憲法について優しくもっと話し合う機会を持つべきではないかなというふうに思いますけれども、教育長、いかがですか。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

教育長の最初の答弁の中でもお話しさせていただいたところとも重なる部分はありますけれども、私どもの学校の教育活動、それから学校外の活動でやっている、子どもまちづくり委員会ですとか、子ども議会の中でも同様かと思っておりますが、子どもたちが単純に知識としてまちづくり基本条例の中身を知ることよりも、その中に込められた思いを知ることが大事なかなというふうに思っております。そういった意味で、総合的な学習の時間で地域の皆さんを招いてまちづくりを学ぶ機会だとか、そういったものを学校では実践しておりますので、そういった活動を通して、町民が主体のまちづくりというのはこういうことなんだというのを子どもたちが体験的に学ぶような取組にしていきたいと思っております。その部分については、小学校、中学校、高校を含めて、これからも実践していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 齋藤課長。

○こども未来課長（齋藤 徹君） ご質問ありがとうございます。子ども議会、まちづくり委員会の関係を担当していますので、私からも答弁させていただきます。

今、淵野課長から答弁があったことと少し重複する部分もあるのですが、アカデミックに内容を伝えていくというところだけではなくて、そういった子どもまちづくり委員会や子ども議会の活動を通じて、自分が社会の一員なんだということを実感してもらうことがすごく大事なかなというふうに考えております。例えば自分が提案したことが実際に実現されたということが実感されたときの自分たちの達成感だとか、とても自分が役に立ったのだというような思いを子どもたちが感じ取ったときに、すごくいい顔をしているなというふうなことも我々も実感して進めているところかなというふうに考

えているところであります。

また、一昨年 of 広報紙でも、「まちを作るのは大人だけじゃない！」というような特集を組んでいただき、子どもたちの活動を町民の方に周知させていただいています。子どもたちの活動を見る大人たちも、そういった子どもたちの活動を通じて、また基本条例について意識していただいているのではないかなというふうにも考えているところであります。

私からは以上であります。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○7番（斉藤うめ子君） 時間がありませんから次に行きます。

2件目、ニセコ町から倶知安町の病院へ通院バスを運行してほしいという強い要望が、長年にわたり、寿大学のまちづくり懇談会や老人会の会合でも出されています。公共交通の不便な地域での通院には、片道に最短でも約1時間以上、通常2時間以上はかかります。運行の本数も少なく、乗換えの待ち時間も含めると、病身の身を抱え、バスや電車を3回以上も乗り換え、通院しなければならない患者さんの叫び声が上がっています。倶知安町への通院バスの運行について取り組むお考えはあるか、町長の所見を伺います。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの斉藤議員の質問にお答えいたします。

現在、ニセコ町では、身体障害者手帳の交付を受けている人で一定の障害をお持ちの人に対して、タクシー利用を助成する重度障害者タクシー利用助成や、人工透析治療を受けている人への通院交通費助成、介護保険制度で要支援の認定を受けた人を対象とした福祉有償移動サービス事業など、通院などに要する費用などに対する支援制度があります。

これらの支援制度は、障害を持っている人など、各制度や各制度を利用するための要件が定められており、対象とならない人については、公共交通機関などを利用していただかなければなりません。斉藤議員もご承知のとおり、現在は路線バスを維持するための運転手の確保も困難となっていることや、例えば専用バスを運行させるとしても、人材の確保、人件費など経費を含めて相当な課題があり、現状の環境での実現は非常に困難であると考えております。

町内には最も町民に身近な医療機関であるニセコ医院があり、長年、内科や外科、小児科、発熱外来など幅広い診療を受け持ち、ニセコ町の医療を献身的に支えていただいておりますので、町内を回るにこっとBUSの利用と併せて、町のかかりつけ医であるニセコ医院での受診について周知し、町民の受診機会の維持を図ってまいりたいと考えております。引き続きご理解とご支援のほど、よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） ニセコ町地域公共交通計画の中に、交通弱者と言われる高齢者、子どもをはじめ、ニセコ町に住む全ての町民及び本町滞在者が安全かつ快適に移動、生活ができるように、市街地と農村ということがあるのですけれども、これはこの公共交通計画では、あくまでも町内だけを対象にしているのです。

そしてまた、その公共計画の中にはこんなことも書いてあります。通院実態、ニセコ町からの通院

は倶知安町が最も多く、平均の通院患者は1日99人とあります。これはもう大変な数じゃないかと思うのです。そして、町長が今、デマンドバスとか、そういうのを利用してとおっしゃいましたけれども、今現在、1台しか稼働していない。そして運転手の問題もありますけれども、この現実、1日99人の方が倶知安町の倶知安厚生病院に通っている。そのほかの病院にも通っていらっしゃる方はいらっしゃると思いますので、これはもう優に100人を超えるんじゃないかと思うのです。この現状をやはりよく考えていただきたいなと思っています。そして、高齢者は何を求めて、何を望んでいると思われるか、伺いたいと思います。

続けますけれども、高齢者は半年、1年と言わず、3か月ないしはそれ以下の命が目前に迫っている方もおられます。先がないのです。せめて通院だけでも、少し安心して通えることが福祉の原点ではないでしょうか。高齢者の方々、特に80歳前後以上になると、常に人に迷惑をかけたくない、迷惑になりたくない、自分自身の存在が迷惑にならないかということと言われる方が大変多いです。ですから、我慢、我慢、我慢、自分だけが我慢すればと考えることが信条になっているようです。なかなか声を上げません。全て自分のせいになっている方が多いようです。ですから叫び声が届きません。高齢者の切実な声を、声なき声に耳を傾けていただきたいと思います。この通院だけのほかに、家族の方がやはり入院している、お見舞いにも行きたいけれどもなかなか行けない。それが実態です。

先ほどの重症の障害者に補助金を出しているのは知っていますけれども、年間3万円とか、それから腎臓の透析の方はそういう別なシステムがあると思いますけれども、それはごく限られた方だけに補助されているものであって、なかなか行かれないのでタクシーを利用しますけれども、このタクシー代というのは非常に高く、町の市街地から倶知安町に行くのにも最低片道5,000円以上、往復で1万円以上かかります。それから遠い地区、西富とか桂、福井はもうちょっと安くなりますけれども、約2万円、往復でだけで2万円かかります。ですから、なかなかそれだけ1回にかけて、自分の家族が入院して、どうなっているのか心配だけれども行かれないというのが現状です。また、家族がいても、平日仕事を休んだり、送迎を頼めないとか、知っている方に頼むのも気が引けて1回か2回とか、非常に交通の面で苦労しています。ですから、この公共交通を乗り継いで病院にたどり着くというのは、健常者でも楽なことではないのです。通院は町民にとって命の問題であって、行政が担うべき必要不可欠な仕事の一つと考えておりますが、町長、お考えをお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） ただいまの斉藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、再質問の最初にありました、地域公共交通計画で99人の利用があるというところの、その方々が全員、通院バスとかで困っているんじゃないかということのお話だったのですけれども、一応こちらの交通計画の中の99人という方につきましては、公共交通の利用以外にも、その病院の利用については、自車で通われている方も含まれている人数とかでもあるのかなというところもちょっと感じたところであります。

あとは、高齢者の方々、また家族の方々がお見舞いに行くだとかという場合の足がないというところのお話ではありましたが、今、ニセコ町で通院の助成制度は、医療だとか介護だとかの制度にのってって実施しているもので、やはり該当になるためには、ある程度の要件に該当している方がその制

度を利用するということは制度上どうしても判断しなければならないところがある状況というところもご理解いただければと思います。

先ほどお話ししました、見舞いに行くだとか、そういった場合の通院バスということでお話なのですが、誰でも乗れる、通院、病院に行くために誰でも乗れる、制度にのっらない方でも便利に使えるというのは、確かに利用としては使い勝手のいい便利なものかとは思のですが、先ほどの制度にのっっていくということになると、誰でも乗れるというような通院バスとなると、生活の、何というのですか、通常の公共交通の範囲となる部分もありますし、町長の答弁でもありました、まず何よりバスを運行するための運転手等の確保が今現在厳しいという状況もありまして、なかなか厳しいところなのかなという現実、実現するには難しいところかなというところでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 齊藤議員のほうから地域公共交通計画というお話がありましたので、ちょっと私のほうから補足的なお話をさせていただければなと思いますので、齊藤議員よろしくどうぞお願いいたします。

齊藤議員がご指摘のその福祉的な見解、それは非常によく分かります。私も福祉、係長で6年いて、管理職として5年ちょっと福祉には携わらせていただいたので、いろいろとそのときから、齊藤議員から多くのご指摘だとか、中には提案もいただいて、感謝した時代があったなというふうになら今思い出しているところでございます。

その上で、ちょっと今のこの私の立場でご回答させていただくのですが、まず、このニセコ町の地域公共交通計画、これは町内、自治体内での交通計画になりますので、町外に出る部分についてはあまりちょっと具体的な記述がないところがございますので、そこはご理解いただきたいと思えます。

その上で、現実的には町長が先ほどおっしゃったとおり、まず町内でのこの域内の交通を充実させた上で、そこからの乗り継ぎ、引継ぎなどが円滑にできるような取組を進めていくのが、より現実的な対応になるのかなというところですので、ちょっと通院バスという限定については、また福祉サイドのほうからの回答になりますが、この計画における位置づけとしては今申し述べたようになりますので、ご理解いただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 再々質問です。

一言だけ申し上げたいのですが、地方自治法第1条の2第1項は、地方公共団体の基本的役割を定めた規定です。地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本としてとあります。福祉というのは社会の構成員がひとしくもたらされるべき幸福とあります。さらに、地域において行政は自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとあります。つまり、行政の究極の目的は、住民の厚生、福祉増進にあると考えています。厚生、福祉、社会の構成員、つまり町民の生活を健康で豊かなものにすることなのです。私は今の答弁をいろいろ聞いていて、何のために憲法があり、法律があ

り、条例があり、条約があるのか、何のための政治なのか、その究極の目的をどのように考えておられるのか、町長に伺います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

前段で私が申し上げた、このニセコ町地域公共交通計画については、域内の交通の計画を整理したものですというふうにお答えしたので、議員がおっしゃられるその憲法とか、その福祉について、この計画の中で理解、反映されていないんじゃないかというところについては、そういった意味合いでの私は回答をさせていただきましたので、再質問ですか、その中で今、ニセコ町は憲法に準じていないというようなお答えだったかと思うのですけれども、決してそんなようなことを、私は求めた回答ではございませんので、ぜひその辺、誤解なきようお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午前11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けていただきます。

3番、高木直良君。

○3番（高木直良君） 3番、高木です。通告に従いまして3問質問させていただきます。

1問目です。市街地小規模開発に適切に対処する仕組みづくりについて。

昨年、元町地区の小規模開発事例に関連して同様の質問をして以降、地元親交会や町の担当係の努力で上下水道工事も完了し、新たな事業者による説明会も行われ、2年越しで解決の見通しがようやくついた状況です。

昨年の質問で、民間建築許可業者から地元の町への情報伝達の仕組みの必要性を取り上げ、前町長から、「ニセコ町のまちづくりを考え、事前に情報を得る仕組みを道に要請したい」、また、景観条例に基づく地元説明会の義務化についても、「小規模でも、営業を伴うものは近隣説明会が必要とか、専門家の意見も聞き、検討したい」との回答を得ております。

以下、質問させていただきます。

①民間許可業者からの情報伝達のルール化や不特定多数対象事業目的の開発者への地域説明義務化の実現を急ぐべきではないでしょうか。

②ニセコ町にふさわしい建築ガイドラインが制定されており、また、浄化槽規模や駐車場規模、雪対策など、新たな建築指導要綱が策定される予定ですが、これがされても多くの事業者に伝わること、守られる仕組みが必要でありますけれども、その検討はされているでしょうか。伺います。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、元町地区の開発事例において、地元の皆様、そして町の担当職員の尽力により、上下水道工事の完了や事業者による説明会の実施など、長く懸案となっていた課題に一定の解決の見通しがついたことについて、改めて関係者の皆様に感謝申し上げたいと思います。

1点目のご質問でございますが、今回の元町地区のように、設計に入る前の段階で建築担当の者から事業者に対しガイドラインなどの説明をしていたにもかかわらず、建築確認申請の検査が終わった後に増築して違法建築が発覚した事案は町としても遺憾であると考えておりますが、去年の3月の一般質問においても回答させていただいたとおり、小規模で、かつ不特定多数が出入りする業態の事業者を景観条例で規制することは、景観条例が景観を軸とした条例であることから、生活環境に関する説明会の義務化を条例に盛り込むことについては難しいと考えているところです。

ただし、建築に関しては、引き続き北海道に対して建築確認申請の段階で町へ早い情報共有を行われる仕組みを要請していきたいと考えております。また、民間の審査機関に対しても、申請段階で情報共有をしていただけるよう、要請を検討してまいります。さらに、違法建築が発覚した場合、関係機関と連携して対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2点目の質問についてでございます。

以前から浄化槽がオーバーフローを起こし、異臭などが発生する問題が多くありました。これは現在、J I S、日本産業規格で定められている計算方法が現状の浄化槽の使用状況と合っていないために発生していることから、現在は建築指導要綱の策定による対応を検討しているところでございます。この対応の周知につきましては、建築ガイドラインと同様の方法による周知となりますが、より事業者の理解を深めるため、浄化槽協会とも連携を図り、事業者に対する説明会を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 1点目と2点目、分けて再質問、再々質問に移ります。

1点目の回答でありますけれども、この辺については、あまり昨年の回答と進展がないのかなと感じました。今回元町で起きた事案については、建物が設置、設置状態ですね、あれは建てたというよりも既成のものを現地に置いたという状況でありまして、それも建築許可申請を出して、札幌だと思っておりますけれども、札幌にある民間の許可業者、これが許可を出し、それから、実際には、私たち住民が見て、全然終わっていないという状況にもかかわらず、完了したことを認めているわけです。その後、さらに追加の工事を行って、これが振興局から違法建築ということで赤紙を貼られて、それについては是正するという、そういう経過です。

私が問題にしたいのは、もともと許可業者は書面上の許可を出し、それから書面上で完了したことを認めてしまっている。だけど現地は下水もつながっていなければ水道もつながっていない、そういう状況でした。それが問題なのです。

ですから、私が去年の質問もそういう意味で申し上げまして、何とか、やはり民間の許可業者がそういう、ニセコ町にこういう建築計画が出ていますという情報を必ず地元、ニセコに限らずです、地元の窓口でそういう情報をきちっと正確に伝えると。それは、最低限の情報提供をしなければ、そう

しなければ、町は住民から言われて、いつの間にか隣の敷地に、何の説明もなく、今回は間に立っている中間の日本人の業者さんがあまりよくなかったのですけれども、全く看板も出さなければ、地元への挨拶もない形で何が始まったかという、そこから問題が起きたわけです。ですから、最低限、地元のある敷地に許可業者が必ず情報を伝え、その仕組みをつくってはどうかという質問だったわけです。それで道に対して要請するというところで終わって、1年たって、今回、同様の質問をしているわけですが、今のご回答ではあまりほとんど進展がないし、申し入れた、いつ言った、どういうふうに申し入れたという具体的な内容も示されませんでした。

その意味で、私は、振興局や道との協力関係はもちろんですけれども、北海道内には建築許可を出せる民間会社というのは5社しかないのです。その中で大手が今回関わったと思うのですが、少なくとも5社なら5社、ニセコ町として公式に文書を発出するとか、あるいは振興局と共同で文書を発出するとか、そういうことを前向きにやってほしいと思っているのです。

そういった形で何とかできないかということ、それから景観条例との関わりなのですが、今の景観条例の中にも、やはり工場のような、近隣に騒音だとかということで影響があるものについては、たしか、その他の事項の中に含まれていて、説明を義務づけているはずなのです。やはり景観条例は確かに、回答がありましたように、景観がメインです。そこで建物の高さとか色合いとか、いろいろ制限してはいますが、私は基本はそういった景観についても、やはり地域の生活をベースにして考えた景観条例だと思いますので、やはり地域の生活に影響が出てくる、こういった不特定多数の出入りがある事業を開始するのだということであれば、何とか解釈を、その他事項でも入れ込んで、地域の生活環境に影響するものについて説明を義務化するということは私は可能ではないかと。また、それを急ぐべきではないかと考えておりますので、改めて質問いたします。

○議長（青羽雄士君） 橋本都市建設課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

去年から進展がないと申される点については、深くおわびを申し上げます。

先ほど町長の答弁にも少しあったかと思うのですが、民間の審査機関、ちょっと私のほうで調べましたら、北海道内で6社、あと、道外で北海道エリアも審査する機関があるのが13社となっております。こちらに関しましては、文書がいいのかどうかというのもまだちょっと検討はしていませんけれども、その辺は今より密に連携を取るようにして、情報共有を素早くいただくような環境づくりをしていきたいと思っております。

あと、景観条例に説明会を盛り込んだほうがいいんじゃないかというご質問なのですが、去年と同様なお答えになるかと思うのですが、やはり景観条例は景観上を軸とした条例になっておりますので、今のところ改正の検討はしていません。景観条例に関しては、去年、令和7年3月に事前意見交換会の義務化というのをちょっと行ったばかりでございますので、その辺はご理解くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再々質問でありますけれども、今お答えいただいたように道内に6社、それか

ら道外で道関係の許可を出しているのが13社ということで、これについては私は、できるだけ早く文書を出すと。一番、何といいますか、確実なのは文書だと思うのですけれども、それを出すということで、いつ頃予定しているかを確認したいということです。

それから、景観条例の中に盛り込むということがどうしてもふさわしくないということであれば、例えば倶知安町の場合は生活安全条例というのがあるのです。ですから、そういった安全条例の中で、不特定多数が生活安全にという、ちょっとやや誤解を生むかもしれませんが、安全というのを広く拡大解釈すれば、不特定多数の方が夜間も含めて出入りするという、そういう業態の場合については、やはり何らかの形で地元説明会を行うことを義務づけるという必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 都市建設課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

民間の審査機関にいつ文書を出すかということなのですけれども、今、都市建設課もちょっと限られた人材の中で、いつ出すというのはちょっと明言しかねるところはあるのですが、極力早く対応するようにしたいと考えております。

あと、生活環境に関する部分に関しても、ちょっと都市建設課だけでは決めかねる部分もありますので、その辺は他の課ともちょっと協議、連携を行いながら検討させていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの再質問に補足させていただければと思います。

議員から、具体的な動きがあったかどうかということも含めてご指摘いただきました。私が就任以前の話についてはなかなか申し上げる立場にはございませんが、私もこの課題については非常に課題として受け止めております。次年度になると思っておりますが、しっかりと民間の企業、あるいは道とも、私の立場からもこの課題意識に対して適切な会議体等で発言していきたいというふうに思っております。

一方では、そもそもこの要望活動自体も、本来であればその法律の範囲でやっているよというのが民間事業者等の主張になりますので、この辺り、根本的な解決に向けて時間は要すると思っておりますが、まずはしっかりと行政報告等でもご報告できるような形で取り組みたいと思っております。

1点、振興局も、私はちょっと公務の関係で参加できませんでしたが、違法建築についての、職員や、あるいは首長向けの勉強会を開催していたり、そういう意味では振興局のほうでも、北海道のほうでもこれらの課題意識については従来よりはかなり強く持たれており、その中でまずは現状の共有と具体的に何ができるか、場合によっては国とも連携が必要になると思っておりますので、この辺り適切に道とも、あるいは近隣町村ともしっかりと連携を深めていきたいというふうに考えております。

2番目のといいますか、先ほど倶知安での事例も教えていただきましたが、この辺りにつきましても、私も、少し違う話にも飛び火しますが、町内での市街地での民泊が増えている話についても、さきの定例会でもご質問もいただいたかと思っております。ただ一方では、これらについて、まず現状の把握

ですとか、今の現行の憲法、法律の範囲の中で、町として、都市計画のないニセコ町においてどういったことができるかについても、次年度の検討材料としていただいているというところでございますので、併せて検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 2項目めの再質問ですけれども、確かにニセコ町は先進的に建築ガイドライン、こういうものを設けて、やはり雪の多いところだったり、近隣との関係を含めて、かなりきめ細かに調査し、ガイドラインを設定している、それは物すごく先進的だと思います。その上で、さらに建築指導要綱、先ほど出た浄化槽だとか駐車場、雪対策、これも建築指導要綱として研究し定めていくという説明がございました。これは本当にいいことなのですが、問題はそれが実現される道筋ですね、相手に、事業者さんに伝わる、あるいは地主さん、あるいは建築主さん、そういう方たちに適切に正確に伝わると。それによって問題を起こさせない、そういった事業に進んでいけると思います。

その上で、先ほど浄化槽協会などへの周知、そういう話もありました。いち早く情報を窓口で、良心的なというか、開発業者さんや建築主さんなどは、適時ニセコ町の窓口で相談に来たり、指導を受けるという姿勢が強いと思うのですけれども、必ずしもそうじゃなくて、うんと急いでやるとか、あまりそんなことには気かけないという事業所さんの中にはいらっしゃる。そこにどう伝えるかというのが非常に問題で、難問なんだと思います。そういう場合であっても、土地の取引の動きとか、あるいは何らかの、水道があるのかとか、下水がどうなっているのかという調査に窓口に来ると思うのです。そういった機会をできるだけ生かしながら、そういう事業を検討するのであれば、ニセコ町にはこういうガイドラインがありますよ、それから建築指導要綱でも、ほかよりももう少し厳しめのこういう要綱がありますよということがスムーズに伝わるように、ぜひ研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

こちらの建築指導要綱につきましては、もともとは北海道からの指導もありまして、北海道とも協議を行ってまいります。確かに高木議員のおっしゃるとおり、急いでいる業者とか、そういったものもあるかとは思いますが、その辺に伝えるというのは確かに難しいところではあるのですが、そういった対応につきましても、窓口対応でこういったことの伝えることの積み重ねによって、自発的に事業者もそのように、地域のほうにちゃんと理解できるような施工を行ってくれるんじゃないかと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、今後の予定につきましては、政策案件のほうでもちょっとご説明させていただいたんですが、何とか今年度中には皆様の意見を聞いたりして、来年度には施行したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 1点だけ補足いたします。

窓口で事前に情報把握ができないかということでございますが、なかなか開発が多いエリアという

ところもあります。限られた人員で今その建設、開発の相談窓口もやっておりますが、ちょっとまだ内部での調整、準備をしている最終段階であります。来年度から、窓口の、事前に予約制にさせていただけないかなということを考えております。この予約制につきましても、単なる予約だけではなく、可能な限り事前に、どういった相談なのか、もちろん場所もそうです、あるいは、例えば景観条例に関する事なのか、そのほかの条例、法律に基づくものなのかといったものを事前に我々も把握することで適切に相談なり指導ができる、あるいは電話でもたくさん今現状多く寄せられるのですが、電話ですとやはり記録に残らないですとか、担当によって受けた担当が違えど、情報共有が、あるいは言った言わないというところの課題もあるというふうにも伺っていましたので、ある意味では、事業者の方には、すぐ相談に乗ってもらえないのかということでご不便をおかけする部分もあるとは思いますが、私は逆にこの事前に予約制にすることで、より適切な回答を申し上げる準備、そして我々執行部としても事前に適切な情報把握ができる仕組みとして、今回、試験運用も含めてやっていきたいと考えておりますので、この点についても補足させていただければと思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 2問目に移ります。ニセコ国際高校のよりよい運営のために。

新年度からニセコ国際高校が始まり、新たな寮の運営も始まります。これを可能にした多くの関係者、教育委員会や学校教職員、給食センター、基盤整備に当たった業者さんなど、皆さんの努力には敬意を表したいと思っております。

その上で、一方、改革のスピード、あるいは多様なメニューに追いついていけないケースはなかったか、こういった危惧も生まれております。また、来年度予算案にあるように、まだ多くの残された条件整備の課題も残っております。そして何よりも、生徒たちを教え、指導に当たられる教員の皆さんへの期待は大きなものがございます。新たに着任される教員の方も含めて、お一人お一人の努力はもとより、教師集団全体の力、この力をどう発揮し、どう実現するかが学校の在り方を左右するというふうにも思ひまして、以下、2点質問いたします。

①教職員の情報共有、率直な意見交換の場づくりが極めて重要と思うが、その現状と課題への対処について伺います。

②教職員間の信頼関係において、近年のハラスメント事案からの教訓をどう生かしているか。また、メンタルヘルスへの対応についてどうされるか伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） それでは、高木議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、本年4月のニセコ国際高校の開校に向けた取組、また、生徒たちを受け入れるニセコ町教育交流センター、いわゆる寮の建設に当たり、町議会をはじめ関係各位の皆様のご理解、ご協力を賜りましたことに深く感謝申し上げたいというふうに思います。

さて、1点目でございますが、これまでのニセコ高校の教職員はもとより、ニセコ国際高校の開校に当たり新たに着任する教員も増えることから、教職員間での情報共有や意見交換の場づくりが重要であるというご指摘でございますが、そのとおりであると考えております。

これまでニセコ国際高校の開校に向け、校内で意見聴取を行いながら、教育委員会と学校長のリーダーシップの下、方針を決め、その方針に沿った具体的なカリキュラムなどの具現化を図ってまいりました。高校では、これら意見の聴取においても、各委員会や分掌のリーダーとなる教職員から意見を求め、教職員が何をしたいかを経営方針に加えるなど、教職員の意見も生かした学校運営を進めてまいりました。

課題としては、新しく開校するニセコ国際高校は、ご承知のとおり全日制の進学型単位制総合学科の高校として設置されます。一方、ニセコ高校は定時制の農業学科の高校であり、両者は制度が異なることから、両者の教職員の意識改革を図ることが重要であると考えております。そのため、教職員間の共通理解の下、新たなニセコ国際高校の教育方針への理解などを深めていくことが大切であると考えます。それゆえ、教職員間において、より自由に意見表明ができるような場を設定し、学校の魅力化を進めていけるよう指導や支援をしてまいります。

2点目でございますが、ハラスメントやメンタルヘルスについては、道教委の通知、通達や資料を活用して、服務規律の保持等を含めて、校長会議、教頭会議で注意、指導しているところであり、現在、ご指摘のような事案はございません。また、近年は働き方改革の推進が求められており、1月13日に開催した校長研修会や12月12日に開催した教頭研修会において、特に労務管理の重要性について指導してきたところでございます。

メンタルヘルスについてでございますが、役場職員と同じように、年1回のストレスチェックを全職員に実施し、自分が抱えるストレス要因を客観的に把握できるようにしております。また、何か心配事などがある教職員には個別面談を実施するなど、職員の心理的不安を軽減する対応を取っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） これも分けて再質問、再々質問に進みます。

1点目の改革に伴っての意見交換とか情報共有が大事であるということを確認するわけですが、私は、この質問に先立ってちょっといろんな資料、頂いた資料を振り返ってみて思ったんですけども、やはり本格的に動き出したというのは非常に短期間なのですよ。令和5年度から7年度のこの3か年というのは物すごいスピードです、短期間です。特に外部にその内容の発信が始まったのは令和6年度ですね。広報もそうですし、それから議会での全員協議会の場での説明とか、そういう発信がばんと続いたわけですが、その中身はやはり相当多岐にわたっています。

改革ということなので、やむを得ない側面があると思うのですが、かなりのメニューがあって、そういうことについて、私がいろいろ学校祭へ行ったり、あるいは説明があるときに顔を出してきましたけれども、やはりこんなにたくさん改革が進んでいって、教職員の皆さんは大変だなというふうに、それは実感です。そういう思いを強くしました。そういった意味で、短時間の、本当に特色ある、全国に先駆けたような内容が含まれている中でしたので、果たして教職員の間全体が共有され、消化されてきたのかという心配があったのです。それはいろいろ伺いながらそういうふうに思ってきました。その意味で、先ほどお話があったように、自由闊達に職員間でも意見交換ができる場を設けていきたいというのは、まさにそれをやっていただきたいなというふうに思っております。

その上で、やはりこういった状況でたくさんの情報が出たりして、説明は確かにされて、資料も私たちは受け取っていますけれども、その中でやっぱり欠けていたのは、それにどれだけの予算がかかるのか、それをどういうふうに工面していくのかとか、そういった財政に関わる情報というのはほとんど頂いた資料の中にはなかったんです。そういう中で、実際は実行するためには予算がなければできないということで、私たちの目の前に出されたときには相当の額の予算額が出され、それからさらに来年度も引き続いて残されたハード面のお金を使うということで、ちょっとその辺の情報の提供というのは、職員間もそうですけれども、外部に対する情報提供も弱かったのではないかと思いますけれども、その辺について何かこうすればよかったなという反省みたいなものがあれば伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 高木議員の再質問についてお答えさせていただきます。

最終的に、意見交換の場を設けるということについてはご了解いただけたのかなと思うのですが、予算の関係ですね、期間が短い中で進めたということで、全体の予算が見えない中で進んできたのではないかとご趣旨かと思えます。確かに全体の予算を最初にどの程度かかるかというところの見極めが不十分の中で進んできたというのは事実かと思えます。ただ、都度、予算に関しましては、議会の皆様のほうにお知らせしてきてやってきたというふうに我々は考えてございます。その都度が、全体的な計画で幾らかかるのかというところが欠けていたということかと思えます。その辺につきましては、繰り返しになりますけれども、期間が短い中で進めてきたというところでご了承いただきたいと思えます。

来年の予算につきましても、今回の令和8年度の予算、当初予算を審議していただきましたけれども、校舎の改修ですとか、寮の改修等々、まだ大きなハードの事業も残っているということで、今回の8年度の当初予算でご説明させていただきました。今の私の考えでいくと、ハード的な部分についてはこれで一応一段落するかなというふうには考えてございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 補足でございますけれども、高校のいろいろな取組、特に国際教育と起業家教育という大きな2本立てではありますけれども、そこにぶら下がっているいろんな取組は多種多様ありますけれども、基本的には大きな国際教育と起業家教育という2本柱で進んでいるということでございます。また、現在、農業高校ということもあって、その中でやっているのも、非常に多様に見えると思えますけれども、新しいニセコ国際高校に向けては、その2つの大きな柱で進めていくと。実際、先生方の中でも、やはり理解の早い人もいれば、なかなか理解できない人もいらっしゃいます。そういう中で学校としても最終的にそういう調整を図りながら進めているということでございます。

また、今、阿部参事のほうからもご回答がありましたけれども、予算の件については、本当に毎回提案する中でご指摘いただくところで、私も本当に大変申し訳ないということではございますけれども、高校改革に関わっては、やはり出願者がどうだったか、あるいは、今回も寮生の人数がある程度

固まったので、いろいろな対応ができることで、急遽、臨時寮を教員住宅にですとか、あるいは希望ヶ丘寮を改修して子どもたちのために使うというようなことになってきますけれども、やはり予算を当てずっぽうに出すというわけにもいかず、今回の校舎改修のほうにつきましては、実施設計ができて具体的な数字ができたというのは今年度のことということもありまして、そういう意味では、私もとしては、そういう制度の段階を踏みながら進めている中で、どれだけ早く進めるかということも、今。1年後ろに下げると、黙っても1割、2割が建設費が高くなるということもある中で、最大限、そういう財政に関わっては、町の財政担当とも十分連携を図りながら進めてきているところではございますけれども、その出だし出だしがどうしても煮詰まってからの提案になるということで遅れているということは、これからもできるだけそういう情報は早い段階で全員協議会等でご説明を丁寧にしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 先ほどの答弁の中で、ハードについては一応一段落だなというふうに思いますということでお答えしたのですが、実はこれも前々から指摘いただいているところなのですが、農業高校の農業施設の関係はまだ残りますので、その施設の利活用を含めて、農業高校が廃校というか、終わるまでの間には、今後どのように利用していくかということがございますので、ハード面で、その施設の利活用についての予算が今後も見込まれるということで付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再々質問なのですが、実はこの今の緑地化観光コースを含めて、全国的に先駆けた現在のニセコ高校、この改革がこういうふう姿を見せたのは、1989年、平成元年です。それで今、当時の教育長で尽力された米田さんの文書というのか、振り返った文書、これは改革の4年ぐらいい後の振り返りなのですから、これは、このときはやっぱり定時制高校が生徒が集まらないという状況で、廃校の危機ということから、改革しようということで、いろいろな議論がされて、当時は何か特別委員会もできたというふう書いてあったのですが、そういった議会ぐるみでもあって、今の全国的に珍しい観光コースのある緑地観光科ができました。それからさらに時代が進んで、今、新たな改革に一步進んでいます。

それで、当時を振り返って、最後のところに書いてある教育長の言葉なのですが、創業は易く守成は難し、創業というのは業をつくる、これは何か唐の時代の偉人の言葉らしいのです。それを教育長らしく引用しているのですが、要するに、改革で始めるのはたやすいけれども、その中身をつくっていく守成、これは非常に難しいというか、それが大事なのだという戒めのような言葉が出ています。ここに書いてあるのですが、やっぱり改革した当初は、40名定数に50人ぐらいいが何年か続いたというふう書いてあるのですよね。そういう意味で言いますと、もうまさにこの今の改革が、この言葉どおりどう継続していくか、中身の充実をどうしていくかということが鍵だと思っています。

その一番のポイントなるのは、私が先ほど言いました、教師の集団、個々の教員の努力も必要です

けれども、教員同士が力を合わせて、同じような目標にちゃんと向かって子どもたちを育ててくれるのかということが大事だと思っておりますので、改めて教員同士のコミュニケーションとか、あるいは校長や教頭との上下の関係も含めて、どのように風通しよくやるか、改めて質問したいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 今、高木議員の再々質問になるかと思っておりますけれども、やはり創業は易く、守成は難しということで、私もいろんなところでそういう学校改革を進めて、その後どうなるかということが本当に重要だというふうに受け止めています。私自身も、これまで関わったことから、今回30年かかって改革になったということですので、今の時代のスピード感からいけば、もっともっと早く、あるその必要なタイミングで、少しずつでも時流に乗るような改革を進めていくところが大事だというふうに思っておりますので、これがずっと続いて、なくなってからじゃなくて、その兆しが見えるときに、それぞれ目指すべき柱を検討するなどしながら進めていきたいというふうには考えてございます。

また、実際の教師集団ということになるわけですが、やはりこの2年間については、これまでの定時制のニセコ高校と全日制のニセコ国際高校が2年間は同居する形で進みますけれども、そういうところを一体的に、教育目標ですとか、シビックプライドを持ったグローバル人材の育成というようなことで、そこを共有化を図って、できるだけ一体となれるような、会議等も一緒にそれぞれ進めていくというような、別々の学校ですけれども運営としては一つの学校というような形で進めていくと、そういうことで共通理解を図っていくというようなことに努めたいというふうに考えております。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 2点目の再質問です。

先ほども申し上げたとおり、今度の改革では相当いろんなことが行われてきます。これまでもそうですけれども、校内イベントをはじめ、校外との交流、いろんなところと、大学、高校、それから民間企業、そういったところとの交流が多岐に盛り込まれています。現在も既に経験はしていると思うのですが、そういった中で、新しく着任する先生を含めて、生徒たちの大学の受験についても力を入れるということですし、それから民間への就職、こういった指導など、多岐にわたる先生の業務がございます。

それで、今朝の道新の一部に先生たちのメンタルヘルスの特集がありました。それで、教職員のメンタルヘルス、精神的な負担から休職されている方が道内においても200名を超える数字が上がっているのですが、そのようにやっぱり真面目、真面目というか一生懸命取り組むのだけれども、いろいろやっぱりトラブルとか困難にぶつかるわけです。そういったときに必ず、やっぱり一人だけですと不安になったり、なかなか人間関係がつかれないとか、そういうことでメンタルヘルスで不調を起こす方が増えて、増えるとは言いませんけれども、そういう方も出てくる。それを未然に防ぐ、あるいは、早めにそれを気づいてカバーしてあげるといって、そういう体制がどうしても必要だと思います。現在、ニセコ高校ではありませんけれども、町内の学校でそういう事案もあるようなので、ぜひともそれは力を入れていただきたいと思いますが、その点についてもコメントがあれば、ぜひ述

べていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 高木議員のご心配の向き、私どもも昨今、教育現場ではいろんな意味でストレスが高くなっているということもあり、また、保護者の方もいろいろな方もいらっしゃる中で、そういうメンタルになったりする先生方もいるという実態はございます。町内の中でも、そういったようなことでお休みになる方もいるということですので、先ほどの町のメンタルヘルスのストレスチェックなんかも利用して、実際に産業医との個別面談を希望する先生方もいらっしゃるって、そういう面談をしてちょっとすっきりしましたというようなことで言ってくれる先生方も実際に最近おられましたので、そういったことで、そういった個々の先生方のメンタルな部分やいろんな働き方を含めて、教育委員会、あるいは学校の管理職も含めて積極的に関わりを持って、一人で抱え込むようなことのないような、そういった明るい職場づくり、健康な安心・安全な職場づくりを目指して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 3項目めであります。

○議長（青羽雄士君） 質問を休止してください。

○3番（高木直良君） はい。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時05分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きをお願いいたします。

高木議員。

○3番（高木直良君） 3番高木です。

続きを、3問目です。ニセコ町のスキー文化継承について。

ニセコ町は倶知安町などと並んでオリンピックスキーヤーを排出し、現在ニセコ高校3年生の藤村一慶さんがフリースタイルでスキーワールドカップで活躍するなど、スキーの町として誇ることができる町です。しかし、近年、外国人客の増加や、リフト代、宿泊、飲食の値上がり傾向で、日本人客の数や割合は減ってきています。地元住民の中でもスキーをしない人口が増え、スキーの町とは言えない状況になることが不安視されています。その要因として、現在の親世代のスキー離れが子どもたちにも影響しているのではないかとされており、地元の子どもが自然にスキーに触れられる環境を守ること、これが長期的にはニセコ町に根づいてきたスキー文化を守る最も大きな意味を持つものと考えます。質問します。

1点目、観光の側面からだけでなく、地域の文化の面からスキー離れ現象をどう評価しているか。

2点目、スキー場のある地元住民が気軽に楽しめるように、町民はリフト代は無料というような思

い切った施策が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） それでは、高木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の質問についてですが、スキー離れ現象は、日本のスキー場を中心としたウィンタースポーツについて、1990年代と比較すると、1998年の1,800万人をピークに、2024年には420万人となり、4分の1以下程度に減少したというふうに言われております。その要因としては、少子化、娯楽の多様化、スキー場の老朽化など、様々な要因が重なっているものと認識しております。ニセコエリアではほかのエリアとは多少状況が違いかもかもしれませんが、インバウンドによる海外からのスキーやスノーボード客の増加により、スキー場エリアがにぎわっている状況があることから、日本人のスキーヤーの利用が他の地域より目立たなくなっているものというふうに思います。

2点目のご質問ですが、ニセコ町においては、これまでもウィンタースポーツ事業への取組や助成を行ってきており、過去の実績では、児童生徒の1日券の利用率約70%や、シーズン券購入率約55%、おおむねここ数年一定となっており、コロナ禍のとき、それ以降、シーズン券購入は約40%と少し増えている状況にあります。

児童生徒がスキー場に行きやすい環境を確保するため、スキー場事業者の皆様のご協力により、一部保護者を含めた児童生徒へ、あるいは未就学児童へのスキーリフト券の配付や児童生徒へのシーズン券の助成を継続的に行ってきております。本年度においても、保健体育総務費の約19%をスキー事業として確保しているところでございます。

全町民リフト料金無料とするためには、町が全てを負担すると仮定すると、その経費は概算でも年間約2億6,000万円以上の財源が必要となります。それを持続的に町が負担していくには財政的な面からも極めて厳しいところと考えております。まず、ニセコ子どもたちが気軽にスキーを楽しめる環境を第一に整えていきたいと考えております。令和8年度予算では、スキーリフト券などの助成は例年どおりとしてございますが、一部保護者を含めた児童生徒のリフト券の利用については、実施方法を含め、現在、見直しを行う予定としてございますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 町長にも回答を求めるとありましたので、私からも簡単にでございますが、ご質問にお答えしたいと思います。

教育長の答弁のとおりでございますが、ウィンタースポーツの振興については、様々な事業に対して現在も支援を行っております。教育委員会とともに連携を図りながら、町民がウィンタースポーツ、特に今回で言うスキーに触れる環境の整備を進めていきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 1項目めの再質問なのですが、現在、ニセコ町はスキーヤーでにぎわっていると、先ほど答弁にありましたインバウンドがかなり増大して、そう見えています。しかし、実態的に見ますと、今、富裕層が楽しむ場、あるいは内外の資本が収益を上げる場というふうに変質し

てきているというのが私の認識です。

そういう中で、地元の人々がもっとスキーを楽しむという状況を守るという意味では、先ほどのスキーリフト券の補助などがありますけれども、そのほか、そもそもスキーウェアとか、スキーそのものとか、それからお昼にかかった場合には食事だとか、もろもろの経費がかかるわけです。そういう状況の中で、親子で休日に行くというのも、なかなか親のほうが仕事のことも含めて行きにくくなっているという状態があると思うのです。リフト券の補助はありがたいし、それをもっと使い勝手のいいように、いろいろ町政懇談会にも出ているように、時間券ですとか、もっと使い勝手のいいものにしてほしいという声があったと思います。そういう意味での工夫、先ほど再検討といいますか、見直しもしていくということですが、改めてどのような具体的な見直しをされるつもりか、お聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 中川参事。

○総合教育課参事（中川博視君） 高木議員のご質問にお答えします。

リフトシーズン券及び保護者に対する部分のものに関しては、各種索道会社、ニセコ町はほかの町村と違いまして3件あるものですから、1件ずつ丁寧に相談して、それを全体でまとめてという形もあるので、こういうふうにやりたいという部分を言っても、なかなかずれてきてしまうことがあるので、一回、今回に関しては、どういうふうにスキー場とやっていくかというのを詰めながら、各スキー場と話しながら一定の部分煮熟めて回答していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 2点目の再質問です。

ウィンタースポーツとしてのスキーの活性化、スノボも含めてですが、確かに先ほど最初に言ったように、かつてはオリンピック選手、それで現在も、ニセコ高校生、もう卒業するのだと思いますけれども、そういう活躍する方も出ているのは確かです。そういう意味で、競技スキーの中で競技で上位を取るような、そういった方を、例えば民間のスキー団体とか、あるいは学校の部活とかというのも大事だと思っています。同時に私は、子どもから大人までスキーを、やっぱりこの地域の中で気軽に楽しめると。それは子どものときから高齢になっても、生涯スポーツを楽しむと。それが健康だとか交流だとかという役に立つ場になるわけです。そういう意味で言いますと、生涯スポーツとしての位置づけをどのようにされているかお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 中川参事。

○総合教育課参事（中川博視君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

競技スキー、民間スクール等々の部分、今回に関しても、藤村さんだけではなく、ニセコには今いないですけれども、ほかの方々も割と活躍されていたり、競技に関しても多種多様の部分があったり等々しているかと思っています。ただ、いかんせん最近のニセコの町のスキーの傾向が、楽しむという部分のスキーの傾向で、スクールとか、そういう部分の参加者も徐々に減ってきて、子どもたちが減ってきているという状況もあるので、取りあえず、そこの部分の前の参加できるような体制、要はスキーをまず楽しんで、そこから競技に行ってもらったり、そのまま楽しんでもらったりという環境をつ

くるのに、今のやり方の部分で徐々に進めていこうと。大人に関しても、去年から保護者に、4歳からのスキーの部分の幼児センター部分に関しても、スキーチケットを、一日チケットを渡せるようにはしているの、その部分も含めて今後いろいろ考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） すみません、時間がないのですけれども再々質問ですが、スキーもいろいろ楽しみ方があって、アルペンもあるけれども、クロスカントリーもある、あるいはもっと緩やかに歩くスキーというようなことで、散歩の林間のコースを歩くとか、多様な楽しみ方があります。そういった楽しみ方の多様性をどう普及していくか、そういうことも大事だと思いますので、ぜひ何とかそれを普及していただきたいと思います。お考えがあればお聞きます。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 高木議員ご指摘のように、競技スキーとかゲレンデで滑るようなスキーのほかに、クロスカントリーですとか、いろいろ歩くスキーも含めてございます。昨年度も、近藤のほうでクロスカントリースキーのそういう指導もやったところなのですけれども、残念ながらちょっと指導者が急遽欠けたということになりまして、今年ではできなかったということなのですけれども、今後とも幅広い、そういったスキー人口が広がるような、そういった方向で取組を進めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、5番、高井裕子君。

○5番（高井裕子君） 5番、高井です。通告に従いまして2問質問させていただきます。よろしく願いいたします。

1問目、ニセコ中央倉庫群の今後の活用について。

ニセコ中央倉庫群の管理については、現状、旧でんぶん倉庫を中心に指定管理者が行っており、昨年、1号倉庫は民間事業者へ貸付けとなっております。かつて中央倉庫群は、地域住民や地域おこし協力隊、観光客が集い、地域活性化に寄与する目的やイベント、飲食、物販などを通じ、人々の交流を促進する場所としてリニューアルされました。

昭和初期の農業倉庫を活用し、後世への歴史継承にも寄与しており、ニセコ駅の近くでにぎわい創出の場として期待されていたかと存じます。昨年中央倉庫は新たな指定管理者へと変わり、1号倉庫は指定管理から外れ、民間事業者へ貸付けとされているかと思いますが、中央倉庫群の今後の活用について、以下3点伺います。

①今年度はどのような活用状況だったのでしょうか。

②来年度に向けて体制や方針に変更はありますか。

③中央倉庫群全体としての一体的な取組は考えていらっしゃいますでしょうか。

以上3点お願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） では、高井議員のただいまの質問に、それぞれお答えさせていただければと思います。

まず、1点目のご質問でございます。こちらは令和7年4月から新しい指定管理者の下、館長と地域おこし協力隊の計3名で、中央倉庫群、これは旧でんぷん工場と広場も含めての運営を現在行っております。1号倉庫の貸館がない中でありながら、検討しながらの運営を模索し、より町民の皆さんに使ってもらい、そして知ってもらうため、6月と7月の2か月間は、町民限定で旧でんぷん工場の貸し館を無料、もしくは半額で利用できる取組を行いました。また、芝生広場の活用策の一つとして、幼児向けのストライダーの無料貸出しサービスを実施しております。なお、今年度については、行政報告でもご報告しておりますが、1月までの数字ではございますが、前年比較で来場者数が269人減の9,208名となっております。

2点目のご質問ですが、運営方針は、指定管理者と議論を重ね、より地域の皆さんや地域の事業者に使っていただき、にぎわいと交流が生まれる施設を目指していくこととしております。体制については、令和8年度から見直しと強化を図っていく予定で、これまで町が派遣していた館長については、今後、指定管理者が直接雇用をしてみたいです。

また、カフェスペースについては、集客とにぎわい向上のため、チャレンジキッチンの位置づけで、町内にお店を構えたい人のステップアップとして使用していただくことを予定しています。

さらに、地域の交流拠点としての役割強化を目的に、集落支援員の配置を予定しています。この集落支援員には、できるだけ地元地域の人を採用し、中央連合町内会のコミュニティ活動の支援も行っていただくなど、倉庫と地域の連携強化を図っていくことを想定しています。

そのほか、移住定住相談窓口の支援員を配置するほか、倉庫運営の活性化に向けた外部人材の活用も図っていくため、地域活性化起業人の採用を検討しています。

最後の質問ですが、令和7年度から、倉庫周辺の事業者との連携を図っていくため、中央地区の事業者交流会を4回開催しております。参加事業者は、倉庫周辺のアクティビティ事業者、スキー製造事業者、交通事業者、1号倉庫を借りている事業者、綺羅乃湯、ラジオニセコ、ニセコリゾート観光協会、中央連合町内会でございます。中央地区の歴史的な経緯の勉強会、ニセコグラベル、ニセコハロウィンといった倉庫群を会場とする大型イベントの各種調整、また、各事業者の取組の共有、倉庫群周辺の除雪の連絡調整など、一体的な取組が進められておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○5番（高井裕子君） 再質問させていただきます。

2番の質問に対して今お答えいただきました。こちらなのですけれども、先日、中央倉庫の、その4回やられた集まりのうちの1回に参加させていただき、来年度からの新しい取組ですとかということに私も期待しているところであります。

これは今後の、来年に向けて取組をしてみてもからになると思うのですけれども、中央倉庫のでんぷん倉庫自体が今は指定管理者に管理していただいている形になるかと思うのですが、今後もう、でんぷん倉庫しかない。公園もありますけれども、でんぷん倉庫しかないといった状況になっているのですけれども、これを一般貸付けするようなことが検討されているかどうかをお伺いしたいと思います。

あと、3番、もう1点なのですけれども、こちらに関しては、中央倉庫群周辺の貸付料が多分、結構ばらばらなんじゃないかなというふうには伺っているのですが、以前ちょっと話もあったような気がするのですけれども、条件の改正等のご検討されているか伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） それでは、今の高井議員の一番最初の質問にお答えいたします。

現在のところ、指定管理者を旧でんぷん、それと広場で行っているのですけれども、これを一般の民間などに貸付けの検討は、特にしていない状況でございます。あくまでも指定管理者の下で、でんぷん工場も、それから広場も、有効的な活用を図っていくというところで今協議を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） ご質問の趣旨は、中央倉庫以外の貸付けをしている1号倉庫、2号倉庫についてだと思いますが、これについては、過去からの経過も含めて、ちょっとそのときに取り決めた貸館料という考え方もあるので、見直しは常にするのですけれども、ただ、あまり過度に貸付料を高くしたりすると運営上の支障が出ると思いますので、その辺は今後、それらも含めて加味しながら決めていくということで、今のところはすぐにどうするという事は考えておりません。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○5番（高井裕子君） 2問目の質問をさせていただきます。公営住宅の在り方について。

公営住宅の家賃算定については、公営住宅法に基づき、入居者の前年度所得から控除額を引いた額が法律で定められていると伺っております。また、1月下旬から各家庭に新年度からの新たな家賃額を通知し、4月から家賃の変更という手順かと存じます。ニセコ町内の公営住宅にお住まいの子育て世代から、大幅な家賃の引上げにより、今後の子育て環境に不安があるという内容の相談を複数いただきました。法令で定められているため、ニセコ町独自の家賃設定は難しいと伺っておりますが、ニセコ町の住宅不足は課題となっており、民間住宅への住み替えも困難であると考えられます。ニセコ町に住み続けることを諦め、他町村へ移り住むことも検討されているということですが、何らかの対策ができないか、町長の所見を伺います。お願いします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高井議員のご質問にお答えします。

公営住宅の家賃につきましては、議員のご指摘のとおり、公営住宅法に基づき算定を行っているため、町独自で家賃の変更をすることは難しいと考えております。公営住宅は、基本的には生活に困窮している低所得者のための福祉住宅と位置づけられているため、所得が上昇することで高い家賃へ移行する仕組みとなっております。近年の住宅不足や民間家賃の高騰により、子育て世代を含む多くの町民の皆様が住まいの確保に不安を抱いていることは町としても憂慮すべき課題と認識しております。今回のように家賃が大幅に上がる要因につきましては、今回のケースにおいては、公営住宅に5年以上住まわれている方で、公営住宅の家賃設定の最高額を2年連続で続いた人が、民間と同じレベルぐ

らいの、いわゆる近傍同種家賃が適用されたため、急な家賃の上昇となったかと推察します。

なお、この近傍同種家賃の高騰については、建築費の高騰も大きく影響いたします。このような入居者には、民間住宅へ住み替えほか、行政としては優先的に特公賃と言われる特定公共賃貸住宅に空室ができれば移っていただくことを勧めておりますが、現状では空室も足りていないというような状況になっております。

今後の町の対応としては、民間賃貸住宅の供給数増に向けた補助の継続や、官民連携で住宅地開発を行う株式会社ニセコまちとも連携を図りつつ、近々耐用年数を迎える公営住宅を特公賃として整備し、直すことも検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高井議員。

○5番（高井裕子君） 再質問させていただきます。

公営住宅の法律があるので、当然、独自の家賃設定は難しいというのはもう重々承知であります。ただ、子育て世代だけではなく、どの世代というか、高齢者もそうなのですけれども、特にちょっと私に相談が来るのは子育て世代が多いというところで、そうすると、やはり今のご回答は、当然これから住宅を増やしていったりとかということなのですけれども、ここ1年というか、年内とか、1年、2年とかというスパンではなかなか、空きがもし出たときラッキーというような回答になるのかなというふうに受け取りましたが、いかがでしょうか。引っ越しを考えていらっしゃる方が、この家賃をいつまで払い続けるかによって、きっと今後の生活拠点を、ニセコなのか、別のところにするのかというのを悩んでいるので、ここ一、二年というか、この短いスパンでもし対策があれば伺いたいです。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高井議員の再質問にお答えいたします。

確かに今現在、子育て世代等、かなりご負担が増えているかと思えます。確かにうちの公営住宅の法律がちょっと厳しいものですから、なかなか難しいところはあるのですが、もし近々でやるとした場合、例えば補助を出すとか、そういった方法もあるかと思うのですが、そういった場合に、あくまでもこれは自主財源になってしまうので、現実的には非常に難しいかなと考えております。なので、近々にというのは非常に難しいのですが、なるべく別な方法で、住宅補助以外で何かできることがないか検討してまいりたいと思えます。すみませんが、ご理解ください。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 次に、1番、高瀬浩樹君。

○1番（高瀬浩樹君） 1番、高瀬です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

簡易水道事業の現状と今後の在り方について質問いたします。

本町の水道事業は、住民生活を支える重要なライフラインです。しかしながら現在、施設の老朽化による更新費の増大、維持管理費コストの上昇により、財政運営は厳しいのではないかと考えられます。本来、水道事業は独立採算が原則とされていますが、小規模な自治体には制度上無理があるのではないかと考えられます。そこで、本町の現状と将来の見通しについて伺いたいと思えます。

①料金収入の推移。

②維持管理費。

③他会計補助金（一般会計からの繰入）。

以上をどのように認識していますか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高瀬議員のご質問にお答えします。

ご質問のニセコ町の簡易水道事業の現状と将来の見通しについては、町が策定している令和7年度から令和16年度の10年間で計画期間を設定した簡易水道事業経営戦略例を基に回答いたします。

まず1つ目の質問ですが、料金収入は3年前から約1億1,000万円台で推移していますが、将来の人口推移予測と水需要予測を踏まえて、令和16年頃までは微増傾向で、その後は緩やかに人口減少が進むと予想し、料金収入も緩やかに減少するものと見込んでおります。

2つ目の質問ですが、議員の質問の趣旨から、維持管理費とは水道施設の更新費と水道事業の維持管理費を合わせた金額と想定し、ご回答させていただきたいと思います。現在、市街地地区浄水場整備工事を行っていますので、経営戦略期間10年間のうちで、令和8年度の金額が最も多く、17億2,400万円となっております。令和10年度以降は4億円前後で推移すると見込んでおります。

三つ目の質問ですが、一般会計からの繰入金は、令和7年度は6,380万円ですが、令和15年度には2億8,100万円に増加するものと見込んでおります。この費用の大部分は、排水管更新事業、市街地地区浄水場整備などによる起債の償還に伴うものとなっております。議員のご指摘のとおり、水道事業は独立採算が原則となっておりますが、一般会計からの繰入金を最小限に抑えつつ、実態に応じて、将来的には料金の見直しについても検討していきながら水道事業会計の運営に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） いろいろ事例を見ていますと、ニセコ町は他町村から見ると、全体的に人口減少に関しては、今、給水人口がたしか2,591世帯、これはこれからも10年先微増で増えていく。しかし、先ほどの町長の説明だと、その後は減少していくという現状なのかなど。でも今回、去年、一昨年ですか、公営企業会計へと移行されており、これは国からのあれだと思っておりますけれども、収入支出の透明化を図るということで多分移行されたと思います。その部分でいろいろとご苦労されているのかなとは思っています。

私は、この人口減少の部分は私もいいと思うのですが、減少の部分は安心なのかなと思っております。これからの維持費、2問目の維持費に関しては、もうこれから毎年、私も農業をやっていると、もう資材関係は全て1年おきに10%ぐらいずつは全部上がって、下手すると15、20%という。この辺、維持費をどのようにこれから10年、20年を見据えた水道事業の収支見通しを町としてどのように試算、これをされていくか。そこもすごく大事なかなと思います。それに沿って恒久的に、先ほど町長の説明からもあったけれども、補助金に関してもこのままでいいか、いけないかということが問題になってくると思うのですが、他会計からの補助金を恒久的に、どこまでをどのぐらいの、例えばその水道料金収入に対して、補助金というのはどのぐらいが入ったら、そこで、町長の執行方針の中にも、超過分には見直しをしなければならない、また、令和7年の水道ビジョンだったか何かで見たときには、そこにも料金の改定をしていかなければならないようなことを私は見

ています。その辺について意見を聞きたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） ただいまの質問に回答いたします。

今後の見通しといたしまして、先ほど町長が答えたように、今、令和8年度が更新事業及び維持管理事業を合わせた事業で一番高い事業ということで、今後は、今この大きな事業が一段落しますので、その後は、来年度以降も、例えば委託費で市街地地区の更新を行うだとか、まだ市街地地区のほうでも更新は50年以上経過した市街地地区の町の中でも耐用年数を越えた水道管がありますので、そういうのを順次更新していかなければならないと考えております。

2つ目の他会計からの補助金、一般会計からの補助金なのですが、先ほど町長が説明したように、令和15年度ですね、2億8,000万円の一般会計からの補助金ということで、これも先ほどの説明どおり、排水管の更新工事、市街地地区の浄水場の更新工事の返済部分がかかなり大部分を占めているということで、ただ、この一般会計の繰入金、実際は国から起債などで町に入ってくる収入というのは、この公営企業会計に直接入ってこないのですよね。一般会計にそのお金は入ってきて、そのお金を一般会計からの繰入金として公営企業会計のほうに来ているので、実際の一般会計の繰入金というのは、本当の純然たる水道の施設の維持管理費の部分で、今この10年間の予定では8,000万円から9,000万円ぐらいが大体、維持管理費の部分では推移していくのかなという形で捉えております。

あと3点目の、この一般会計からの繰入金を少なくするために、料金の見直しなどはどうなのだと思いますかと思うのですが、町長が回答しているように、将来的には水道料金の改定も必要だと考えていますが、今回の議会でも提案させていただいているのですが、農業者の部分の、本来であれば令和8年3月、この3月で超過料金を、一般の家庭と同じ4月1日からなる予定だったので、これを国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを充てて、農業者の部分の超過料金を1年、120円から150円上げるのは、まず1年先送りという形を取りましたので、例えば来年3月で終わったからといって、すぐ料金をまた上げるとなると、かなりのハレーションがあります。実際、令和元年にニセコ町の水道料金の改正をいたしました。そのとき、大体なのなのですが、おおよそなのなのですが、一般料金で一般家庭で使う10立米当たりの水道料金なのなのですが、約30%以上上げている状況です。この30%を上げたことによって、この羊蹄山麓7か町村、蘭越町を含めて、倶知安町も含めてあるのですが、この7か町村で一番水道料金が高い町村になっております。2番目の町村からしても14%以上高い状況であります。その状況で、料金をまたすぐ上げていくというのは、ちょっと今は、すぐというのは難しいのではないかと。ただ、先ほども言っていますとおり、やっぱり建設改良費だとか、今後やっぱり毎年更新事業はありますので、そこらは今後を見据えながら、料金の改定の時期は判断していきたいと思っています。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） ありがとうございます。

なかなかこの水道関係の事業全体を見ても厳しいのかなと。まだその中でもニセコ町は、いろいろな部分でまだいい部分があるのかなという話ですね。でも、確かに前に課長に聞いたとき、水道はこ

の辺では一番高いというのは前から聞いていましたので、できれば町民が、やはりライフラインでその部分は本当に考えていただきたいなと思っています。

また、最後に一つだけ聞きたいのですけれども、もしほかに何か、例えば、ここはちょっとニセコ町なので隣の町と遠い、よくほかの町村では、ほかの町村というか、近ければ広域連携というような形で、そういった事例もあるのかなと思っていますが、もし何か、料金体系の見直しがもう最終決断の部分があるのかもしれないが、そのほかにもし何かあればお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 他町村との連携も含めてなのですけれども、やっぱりこの羊蹄山麓、北海道が全部そうなのですけれども、ハード面で、例えば水道の施設の、他町村、例えば京極町なり、倶知安町なり、そちらの水源から水を持ってくるといったら、それは現実的ではないということが、北海道を主体にした、例えばここで言えば羊蹄山麓の、ちょっとすぐ名前が出てこないのですけれども、そういう広域連携を前提とした会議も年に1回開かれております。その中で、やっぱりハードウェアはかなりこの地形からしても厳しいんじゃないかと。

ただ、維持管理費の部分では、例えば今、各町村でそれぞれ維持管理の業者を外部委託しているのを、例えばまとめて発注できないかとか、例えば水道の塩素を買う購入先も全町村でまとめて購入できないかとか、そういういろんなソフト面の部分で、今、協議会では意見としては出されていますが、今すぐこれといってやれるというような状況は見いだせていない状況です。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 水道の広域化については、実は後志広域連合の中でも議論はされておりました、実は北海道のほうで、北海道水道広域連携推進プランというのをつくってしまして、連携を模索しているところではございますが、結果的にはあんまりちょっとやはり広域、広いので、なかなか一緒になるというのが難しいという話は聞いておりました、後志広域連合の中でも、やっぱり維持費に関して、維持に関しては少し難しいという結論が出ておりますが、例えば料金の徴収だとか、そういった事務的なところで連携できないかという話は、引き続き議論はしておりますが、やはり自治体間で少しやっぱり温度差があったり、料金体系が違うので、その部分は少しまた調整していかなければいけないのですけれども、すぐにはちょっと広域連携していくという感じではないですが、いろいろそういう議論はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ありがとうございます。

繰り返し補足といいますか、そのほかにもということで、これも前片山町長からも引き続きやられていたことのうちにも入るかなと思いますけれども、やはりニセコに限らず、この農村地区の特に水道管の耐震化ですとか、そういった部分については当町だけの課題ではないと。もっと言うと、本当に全国的にこれから課題が顕在化していくところもありますので、引き続き耐震化に関する助成ですとか補助については、国のほうにも要望をしっかりとさせていただきたいと思っていますし、直接水道

管というところではないですが、計量法の改定について、これも、水道メーターを、今の法律だと8年で更新しないといけないというところがございますが、これは都市部でも、あるいは我々のような水のきれいなと言ったら大変都市部の方に怒られるかもしれませんが、水質云々関係なく、一律で今は耐用年数が決まっているというところについても、実態に応じたものが必要ではないかということ、私も就任直後に、北海道の懇談会のほうで道のほうにも要望として、あるいは実態として訴えさせていただいたというところもございます。

ですので、広域の連携はなかなか難しいところがあるという、今、課長からの回答もございましたが、それ以外も、やはり道や国としっかりと要望も含めてさせていただきながら、一方で、当町として、ニセコ町として、この課題の先送りはなるべく私はしたくないなと思っています。そういう意味では、今実際にどこまで老朽化しているかも含めて、本当に徐々に徐々に少しずつではありますが、しっかりとまずは課題を受け止めて、料金の値上げという部分については、決してそれがありきで私は執行方針でも述べたというものではなく、まず実態を把握した上で、とはいえ、いずれかなり会計が逼迫するという状況であれば、そういった検討なり準備を進めていかないといけないという思いで述べさせていただいたということを補足いたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 次に、9番、篠原正男君。

○9番（篠原正男君） 9番、篠原です。それでは、さきの通告に従いまして一般質問を行います。

広域連携についてであります。

今後予想される社会構造の大幅な変化や、それらに伴い、財政上の諸問題や役場職員確保の点などにおいても様々な問題が内包しております。このような状況の下、短絡的に町村合併というものを目指すのではなく、持続可能なまち（自治体）への模索の手段として町村間の連携は必要なことと考えます。特に公共施設の老朽化による整備や財政規模の縮小化や職員不足による住民サービス低下を防ぐ意味から、町村連携、広域連携に関わる町長の所見をお伺いいたします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。

地方自治体において、人口増加を前提としてきた制度や運用は、現在、人口減少下では、そのまま適用しても所期の効果を発揮できない可能性が高いため、国は65歳の人口がピークとなる2040年に焦点を当て、想定される自治体行政の課題について総務省において集中的に議論する自治体戦略2040構想研究会が立ち上がり、将来の地方行政の在り方を検討しております。現在、2040年問題について国が議論を進めている課題については、ニセコ町においても大きな課題となるものと考えており、研究会の動向についてはニセコ町としても注視していきたいと思っております。

一方で、自治総合戦略の人口推計において、令和17年、2035年からは人口が減少傾向となることから、この人口減少問題への対応や、それに伴う様々な課題が生じるものと考えており、この課題対応のためには、自治体間の連携の必要性も重要と感じているところです。

また、これまで国は道州制をはじめ、定住促進圏構想、中核都市構想、連携中枢都市圏構想、都道府県による市町村の補完、支援の政策など、新たな広域連携の在り方が模索され、北海道庁において

も広域連携加速化事業の推進などが行われてきました。しかし、様々な要因でなかなか広域的な取組が定着してきていないというのが現状でございます。

その中で、現在は、広域で処理する事務について、後志広域連合が策定中の第5次広域計画の中で、共同処理できる事務があるか否かを議論しております。特にその中の調査研究部会においては、新たに連携できる事務の可能性を議論しているところでもあります。広域連携は皆が必要性感じていることではありますが、業務に対する自治体間の温度差がかなりあり、一概にすぐに広域連携に進むものではないとも認識しております。

ニセコ町としては、将来の職員不足や業務の効率化が進められるものであれば、将来を見据えて、広域連携への参画を積極的に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 唐突な質問で申し訳ございませんでしたが、今回の質問の前提となりますのは、羊蹄山麓町村議会正副議長会が進めている調査研究に基づく内容に付随してお伺いしたことであります。この正副議長会においては、総務省や、それから北海道の担当者との合同の勉強会を行ったり、また、山麓町村会との合同勉強会、過疎地域におけるバス対策というものや、町村議会議員の合同の研修会、これらを行ってきております。

その中で、必要性は認めるものの、いざ実際その制度に乗っかるかということ、なかなかちゅうちょするというのが現状ではないかというふうに考えております。先ほど来、本議会の一般質問を伺っているとき、これほどになく広域という言葉が各議員から意図的に使われているもの、また、意図しなくても、それは広域連携の視点は必要であるということが如実に明らかになった議会はないなというふうに考えております。例えば一例を申し上げますと、同僚議員からの最初の質問であります、鳥獣対策における広域化という、もうはっきりここで出ている。ただ、そこで誰がリードするかということ。だから北海道にお願いするだけではなくて、誰がリードして、どう制度化をつくっていくかということが根っこで一番問われていることではないかというふうに私は考えます。

そういった意味におきまして、この広域連携についてももう少し考えてみたいなというふうに思うのですが、大きく制度的な意味ではなくて、日常的な意味からいって、この広域連携の中の根っここの部分であります身近な問題、課題というものを捉えたときに、私は、一番効果的なのは、職員間の交流であり、研修であり、協働であるというふうに考えます。職員の中で、地理的な環境の克服や自治体内の孤立、孤独化の防止、これらが多く発揮されるのではないかなというふうに考えます。特に山本副町長においては、羊蹄山麓や後志の社会教育の場ですとか、それから企画の担当者のレベルですとか、様々な面で学習されたことと思います。

そういった意味で、まず首長として、この広域連携に関して必要性は認めるものという次に続く考え方がもしあれば、ここでお示しいただければなというふうに考えます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私の名前も出していただいたので、ちょっと私のほうから。

ご質問の意図から、もしかしたらちょっと外れるのかもしれませんが、一番身近な課題といたしますか、

やれるところからという考え方の中での交流研修、例えばそういう職員同士の協働だということところが、制度的なもの、それから例えば施設を共同利用するとかいうこと以前に、まずはやれることなのではないかというふうにご指摘いただいたと捉えております。

その部分については、もうまさにそのとおりでというふうに考えます。町村間同士の職員交流というようなところについては、コロナ禍以降、それからその以前も、いろいろ大分以前において課題があったとか、官官接待だとか、昔そういうこともありましたけれども、そういうような話の中で、なかなかその交流が、ご指摘いただいたような、当時の社会教育を思い出すと、いろんな町村の先輩たちとも交流させていただいて、それがどれだけ助かったかといいますか、当時の仕事において身になったかというのは本当にご指摘いただくとおりでございまして、そういうようなものがだんだん薄れてきているというふうなところを私も感じているところでございます。

そういう部分でいきますと、やっぱり交流、研修、協働というのは、これからも絶え間なく続けていかなければならないというところだと思いますし、ニセコ町の場合については、市町村同士という部分は、今、場合によってはそうでもないのかなと思いますが、例えば民間との交流でございましてか、それから北海道から職員に来ていただくとか様々、そういう意味での役場内でのその流動性は相当高まっておりますし、メリット、デメリット様々あるかもしれませんが、そういう意味でのメリットは享受させていただいているのではないかと考えております。その部分については今後も継続的に意識して進めてまいりたいと考えているところでございます。

ちょっと外しているかもしれませんが、以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 広域連携を模索するに当たって大事な点は、近隣する他の町村と、どのようにしてそれぞれの自治体を守っていくかという視点だと私は思っております。どちらかが強い、どちらかが弱いというような関係性ではなくて、共にその地域を守るという観点がなければ、これは成り立ち得ないのではないかというふうに思います。ご承知のとおり、北海道は、特にニセコ町を含めて、羊蹄山麓にしても、1周すれば50キロもかかるような地域関係です。隣の町がなかなか遠くてというような感覚をみんな持ってしまいます。

それは、その裏を返すと、我が町のみ発想に陥りがちだと。ただ、この羊蹄山麓に関しては、お互いがそれぞれ成り立ちから現在に至るまで、それぞれ協力関係といいますか、例えば例に挙げますと、留寿都村を母村とする真狩村、そこからニセコが生まれ、旧狩太が生まれ、真狩が生まれ、そして喜茂別が生まれというような関係性があるわけでございます。ですから、その辺を含めて、今後、お互いの距離感といいますか、その辺をどのように捉えて進もうとしているのかをお伺いしたいのと併せて、これはやはり、首長のリーダーシップによるところが大きいのではないかというふうに思います。ともすれば、関心がないから見逃してしまいがちな、私は課題であろうというふうに思っております。ですから、田中町長がどのような視点でアンテナを張っておられるか、最後にお伺いしたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの再々質問にお答えしたいと思います。

まず、副町長からも先ほどご説明がありました。現時点で、これまでニセコ町は、近隣の町村、あるいは北海道、国含めて非常に、民間も含めて、多様な主体との連携というものを行政運営の中にも、あるいは日常の業務でも取り入れている組織なのだなどというものは、私もこの立場にならせていただいて、ほかの近隣の首長、あるいは、ほかの道内の首長にご挨拶なりしていく中でも、すごく既にニセコはかなりいろいろな取組をしているのだなどというものを気づかされております。

例えば人材の話がありました。国からも、直接官公庁から人材交流しているというような自治体、農村は、正直なかなかないというふうにも話も伺っていますし、来年度は、4月から新たに、北海道からは2名の職員が追加で、今現在1名に加えて、来ていただけると。道からすると、研修の機会という捉え方もあると思いますが、ニセコ町のこの人口規模、行政組織において、3名の職員が、北海道も今人材不足ですから、そのような中で交流があるというのは、非常にありがたいことなのかなということもまず認識しております。

同時に私自身も、こうした連携について、議員からも、首長としてのどのような考えかというご質問の趣旨にも関連すると思いますが、よりますますこうした連携については推進していきたい。それゆえに、北海道への要請ですとか、まだ実は実現には至っておりませんが、さらに別の関係各所との、人材だけの話ではないのですが、そのような人材交流のような話も水面下では今現状させていただいております。それぐらい、ニセコのこの今抱えている課題は、私は本当にある種、課題先進地域の一つではないかというふうに捉えております。

今、ニセコエリアは人口が増えている、本当に日本の中でも希少な地域ではありますが、先ほどの水道も含めて、本当に人口が増える、喜ばしいだけではない、難しい課題も多く山積しております。それゆえに、国や道、そのほかの市町村、あるいは関係機関にも、ぜひこのニセコを一つフィールドに使ってと言うと語弊があるかもしれませんが、一緒にこの課題に前向きに取り組んでいただきたいんだということで、私も今、各所に要望なり、お願いなりをしているというような状況です。

また、人材交流、職員派遣という側面以外も、例えば、さきにもあったんですけども、例えば福祉の中で、ニセコ町が少し新たに、あるいは関係町村の中では例がないような取組をしたものについて、担当の職員が気を利かせて、近隣の、要は担当職員に見学に来ませんかということで、実際に見学に来ていただいて、その事業を見ていただき、将来的な広域での実現をもちろん加味した、そういったような、トップだけではない結びつき、連携もおのずと既に行っている部分、そしてまだまだ不十分な部分はあると思いますが、こうしたような取組も私は、なかなか分かりにくい部分かもしれませんが、非常に連携を進めていく上で、トップだけのこの熱量と、トップだけのトップダウンというよりは、私はもっと現場レベル、担当者レベルでの交流も今後、連携を深めていく上では重要ではないかと思っておりますので、そういった意味では、もっともっと役場職員に対しても、そういう視点を持つ、あるいはそういう取組にチャレンジするという事は働きかけていきたいなというふうにも思っています。

最後にでございますが、この後志並びに羊蹄山麓の町村の結びつき、特に首長については私は非常に強いものがあると感じております。これは、ほかの町村会の関係者の方から、後志はとにかく、簡単に言うと、首長同士の仲がいいと。要望ですとかそういう取組を含めて、本当に一丸となって活動

されている大変元気のある地域だということを第三者の方からもお話をいただいております。

その中で、私は今回、首長という業界と言ったら変ですけども、中では当然、これは議員の皆様も一緒だと思いますが、期数がまず大事になるというところで、私はまだそういう意味では1期目のまだまだ未熟者でございます。そういう意味では、今は残念ながらほかの首長の先輩方にいろいろと教わる部分も正直多いところもございます。ただ、だからといって、ニセコの町長が上だ下だというものではないということはほかの首長もおっしゃっていただいていますし、私も、そこは変に遠慮せず、もっとこうしたい、こうするべきではないかということは、ニセコの町を代表して、本当に遠慮なく意見させていただいております。

一方では、やはりその会、これまでの後志にしろ、羊蹄山麓にしろ、これまでの経緯、経過もございますので、この辺りについては、先輩首長の方々との対話を通して、より踏み込んで、当町がリードすべきこと、あるいは、既にここまでの議論を踏まえて、その働きかけに参画すべきものを含めてそれぞれ判断して、いずれにしても、私なりの今のできること、できる立場、そしてできる知見をもって、ますますこの広域連携の難しい課題について、きっと議員の皆さんからは、若い首長で、リーダーシップを発揮してほしいと、私はそういうエールだと思って受け答えをしておりますが、ぜひ皆さんの、あるいは町民の皆さんの期待に沿えるように尽力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 副町長、補足はありますか、ありませんか、いいですか。何かしゃべり足りないんじゃないかな。

これにて一般質問を終了します。

#### ◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日3月11日の議事日程は当日配付いたします。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午後 2時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青羽 雄士 (原本自署)

署 名 議 員 小松 弘幸 (原本自署)

署 名 議 員 斉藤 うめ子 (原本自署)